

産地生産基盤パワーアップ事業実務用Q & A（未定稿）

【収益性向上対策・生産基盤強化対策】

（令和2年5月19日現在）

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定められる場合があること、また、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

1. 収益性向上対策・生産基盤強化対策共通

【総論】

(問1) 新たに「産地生産基盤パワーアップ事業」とした趣旨いかん。

(問2) 産地パワーアップ計画とは何か。

【事業の実施体制】

(問3) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(問4) 同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。

(問5) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(問6) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(問7) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

【都道府県事業実施方針等】

(問8) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成金に制限をかけることは可能か。

(問9) 取組主体の考え方いかん。

(問10) 都道府県知事が産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)の承認に当たって、都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(問11) 産地の範囲はどのように考えるのか。

(問12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(問13) 現状維持の取組は許容されるのか。

(問14) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(問15) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(問16) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方いかん。

(問17) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。

(問18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。

(問19) 成果目標(生産コストの10%以上の削減等)は、どの時点と比較するのか。

2. 収益性向上対策

【産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)及び都道府県事業計画】

(問20) 産地の中心となる経営体の考え方いかん。

(問21) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)と人・農地プランの関係いかん。

(問22) 民間事業者も助成対象とすることができるのか。

(問23) 民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象と

してよいのか。

- (問 24) 産地パワーアップ計画に複数の成果目標を位置付けることは可能か。
例えば、①水稲の生産コスト 10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額 10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。
- (問 25) 稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか。
- (問 26) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。
- (問 27) 成果目標（生産コストの 10%以上の削減等）は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。
- (問 28) 産地での成果目標（生産コストの 10%以上の削減等）の達成状況は、どのように検証するのか。
- (問 29) 収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。
- (問 30) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。
- (問 31) 1 農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。
- (問 32) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト 10%以上削減は何と比較するのか。
- (問 33) 目標達成率が 80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。
- (問 34) 目標達成率が 80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。
- (問 35) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。
- (問 36) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設の整備に取り組む場合に設定するものか。
- (問 37) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、施設利用料でみてよいのか。
- (問 38) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率 100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。
- (問 39) 契約栽培の定義は何か。
- (問 40) 成果目標の「労働生産性の 10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。
- (問 41) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されるのか。
- (問 42) 「労働生産性の 10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのような活用ができるのか。
- (問 43) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助

成対象となり得るか。

(問 44) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の 10%以上の向上」を選択することは可能か。

(問 45) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1JAの整備事業のみで作成することは可能か。

(問 46) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(問 47) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1品種で作成することは可能か。

(問 48) 実施要領別記3第4の産地パワーアップ計画の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。

(問 49) 産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

(問 50) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。

(問 51) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。

(問 52) 「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の生産支援事業（リース事業等）」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。

(問 53) 実施要領別紙7のAの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

(問 54) 産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

(問 55) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

(問 56) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

また、可能な場合、注意すべきことは何か。

(問 57) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの 10%削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの 10%以上削減」とすることは可能か。

(問 58) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの 10%以上削減」のほか、新たに「生産コストの 10%以上削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(問 59) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

- (問 60) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方いかん。
- (問 61) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「所得額の10%以上増加」は、どのような検証方法があるのか。
- (問 62) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の検証についてどのように行えばよいのか。
- (問 63) 成果目標で「販売額の10%以上増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。
- (問 64) 成果目標で「所得額の10%以上増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。
- (問 65) 産地で全国シェアの大きい品目は価格補正をしなくてもよいか。
(事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。)
- (問 66) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。
- (問 67) 事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。
- (問 68) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することができるか。
- (問 69) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画の事業評価を行う場合であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。
- (問 70) 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。
- (問 71) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価は行うのか。

【取組主体事業計画】

- (問 72) 取組主体事業計画における取組目標とは何か。
- (問 73) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

【事業内容】

○ 全般

- (問 74) 本事業の助成対象及び補助率いかん。
- (問 75) 整備事業を行う場合において、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と産地生産基盤パワーアップ事業（収益力向上対策）ではど

のような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

- (問 76) 内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。
- (問 77) 民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。
- (問 78) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。
- (問 79) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。
- (問 80) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。
- (問 81) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問 82) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。
- (問 83) ブロックローテーション（水稲、大豆、麦）の場合の面積要件はどうなるのか。
- (問 84) 基金事業（うち生産支援事業）でリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理するべきか。

＜きのこ・山菜類の取組＞

- (問 85) きのこ、山菜類を助成対象とした理由いかな。
- (問 86) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。
- (問 87) きのこの対象施設を、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）とする理由いかな。
- (問 88) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかな。
- (問 89) きのこ、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。
- (問 90) 任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。
- (問 91) きのこ、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。
- (問 92) これまで産地で生産したことのない特用林産物の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。
- (問 93) きのこ、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。
- (問 94) 菌糸発生施設は支援対象となるのか。
- (問 95) きのこ栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。
- (問 96) 特用林産物を助成対象としないのか。
- (問 97) 山菜類にはどのような品目があるのか。
- (問 98) きのこ、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。
- (問 99) 水わさびは支援対象となるのか。

○ 整備事業

- (問 100) 施設の単純更新は不可ということによいか。
- (問 101) 農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。
- (問 102) 整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。
- (問 103) 優先枠（中山間地域の体制整備）の考え方いかん。
- (問 104) 農業法人が、過去にJAが整備したカントリーエレベーターの受益地内で産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。
- (問 105) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。
- (問 106) 果樹を対象とする場合の農業保険加入要件について、対象品目の都道府県の平均はどのように把握するのか。
- (問 107) 果樹を対象とする場合の農業保険加入要件について、何をもちて都道府県の平均以上となることが確実と判断すればよいか。

○ 基金事業

<生産支援事業>

- (問 108) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (問 109) GPSの基地局設置は可能か。
- (問 110) 農業機械の単純更新は不可ということによいか。
- (問 111) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。
- (問 112) 果樹の改植を行う際の技術的要件いかん。
- (問 113) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。
- (問 114) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。
- (問 115) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。
- (問 116) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。
- (問 117) 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）で行う改植について、果樹支援対策との棲み分けはどのようになっているのか。
- (問 118) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。
- (問 119) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問 120) スマート農業推進枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。
- (問 121) スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。
- (問 122) 畑輪作確立枠はどのような取組が実施できるのか。
- (問 123) 農業機械の導入助成の要件いかん。

- (問 124) 農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。
- (問 125) 中古機械の導入助成の要件いかん。
- (問 126) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要はあるのか。
- (問 127) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。
- (問 128) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。
- (問 129) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。
- (問 130) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。
- (問 131) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断するべきか。
- (問 132) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。
- (問 133) 基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額は基金管理団体に返納するのか。
- (問 134) 農業機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。
- (問 135) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。

<効果増進事業>

- (問 136) 計画策定経費の使途いかん。
- (問 137) 基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。
また、取組要件は、「生産コストの10%以上の削減」又は「販売額の10%以上の向上」に資する取組であれば可ということによいか。
- (問 138) 基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないということによいか。

<その他>

- (問 139) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

3. 生産基盤強化対策

【総論】

- (問 140) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。
- (問 141) 本対策における実施体制（地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割）、助成金の支払いルート、支払いにあたっての都道府県等による確認などは収益性向上対策（従来の産地パワーアップ事業）と同じか。

【都道府県事業実施方針等】

(問 142) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することでよいか。

【産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策）及び都道府県事業計画】

(問 143) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び取組主体計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

(問 144) 生産基盤強化対策における面積要件いかん。

(問 145) 対象品目に稲作等の土地利用型作物は含まれるか。

【目標年度】

(問 146) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の5年後となるのはどのような場合か

【事業内容 全般・共通】

(問 147) 生産基盤強化対策の構成内容いかん。

(問 148) ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。

(問 149) 農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。

(問 150) 継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。

(問 151) 農業用ハウスや樹園地の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。

(問 152) 農業用ハウスや樹園地の継承とは、経営の継承か。

(問 153) ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。

(問 154) 所有している農業用ハウスや樹園地の一部を継承する場合でも対象か。

(問 155) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。

(問 156) 農業用ハウスや樹園地の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように確認するのか。

(問 157) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。

(問 158) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続きは必要か。

(問 159) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。

(問 160) 親のハウスや樹園地等を子に継承する場合は対象となるか。

(問 161) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。

(問 162) 民間企業に継承する場合は対象となるか。

(問 163) 営農組織に継承する場合は対象となるか。

(問 164) 水稲と野菜、水稲と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウ

スや樹園地の再整備・改良の補助対象（継承先）となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。

- (問 165) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。
- (問 166) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。
- (問 167) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。
- (問 168) 農地の改良は対象か。（天地返し等のほ場条件の改善等）
- (問 169) 農業用ハウスを再整備・改修するにあたり、費用対効果分析は必要か。
- (問 170) 既存ハウスや樹体支持装置・被害防止装置等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。
- (問 171) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

【事業内容 基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

- (問 172) 対象となる農業用ハウスの種類いかに。
- (問 173) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。
- (問 174) 農業用ハウスの再整備とは何か。
- (問 175) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかに。
- (問 176) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か
- (問 177) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。
- (問 178) 水稻の育苗用ハウスは対象になるか。
- (問 179) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

【事業内容 基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

- (問 180) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。
- (問 181) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。
- (問 182) 樹体支持装置や被害防止装置等とはどのようなものを指すのか。
- (問 183) 果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額（実施要領別記3の別紙4別表4-1）の「1 果樹」について、補助対象経費欄にある資材費とは何を指すのか。
- (問 184) 樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかに。
- (問 185) 樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大す

ることは可能か。また、樹体支持装置や被害防止装置等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。

(問 186) 継承する樹園地と併せて、継承の受け手側がもともと所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。

【事業内容 基金事業③農業機械の再整備・改良】

(問 187) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。

(問 188) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。

(問 189) 機械の単純更新（買い換え）は可能か。

(問 190) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。

【事業内容 基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

(問 191) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(問 192) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は。県域全体での取組は可能か。

(問 193) 事業費の上限はあるのか。

(問 194) 実施要領別記3の別紙4のIの4の(3)助成対象経費の「ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹園地から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

【事業内容 基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

(問 195) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(問 196) 研修施設の整備は対象か。

(問 197) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

【事業内容 基金事業⑥全国的な土づくりの展開】

(問 198) 本事業の目的いかな。

(問 199) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。

(問 200) 「実証的な活用」による土づくりとは何か。どのような取組が支援対象となるのか。

(問 201) 既の実施されている堆肥の施用は対象としないものとするとしているが、どのようなほ場が対象になるのか。

(問 202) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。

(問 203) 定額（ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10アール当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アール当たり35千円）を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。）とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。

(問 204) 堆肥等を実証的に活用する面積とあるが、水田の場合には、水張り面積か。

- (問 205) ペレット堆肥については、原料となる堆肥の購入費に限るとされているが、どのように確認すればよいか。
- (問 206) 散布費として散布機械のレンタルが可能となっているが、リースによる取得は可能か。
- (問 207) 新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としないとされているが、本事業にあわせて新たに生産された堆肥でなければならないということか、また、既に耕種農家に供給されている堆肥は対象にはならないということか。
- (問 208) 堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定するものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。
- (問 209) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、
- ① どのような項目により確認すればよいか。
 - ② 実証前の分析は取組主体計画を策定する前に実施できるのか。
 - ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるか。
 - ④ 堆肥を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合はどのようにすればよいか。
 - ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
 - ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすればよいのか。
- (問 210) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね 1ha 当たり 1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。
- (問 211) 産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いればよいのか。また、実績は何をもって評価すればよいのか。
- (問 212) 取組主体計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の成果目標に記載する現状及び目標は、どのような項目・数値を用いればよいのか。また、実績は何をもって評価すればよいのか。
- (問 213) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

4. 事務手続き

- (問 214) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。
- (問 215) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。
- (問 216) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。

- (問 217) 消費税は助成対象となるのか。
- (問 218) 他の国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかな。
- (問 219) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。
- (問 220) 実施要領別記3の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。
- (問 221) 本事業における交付決定とは何か。
- (問 222) 例えば、2年度に計画承認された産地パワーアップ計画(複数年計画)(2年度：1億円、3年度：1億円)があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。
- (問 223) 例えば、2年度に計画承認した産地パワーアップ計画(事業実施年度：2年度)に、3年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。
- (問 224) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、承認することは可能か。
- (問 225) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続は必要となるのか。
- (問 226) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。
- (問 227) 整備事業で整備する施設、基金事業(うち生産支援事業)のうちリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要があるか。
- (問 228) 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続きが必要か。
- (問 229) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。
- (問 230) 令和元年度補正予算を活用して、令和2年度に基金事業を実施する場合、令和元年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。
- (問 231) 基金事業(うち生産支援事業)の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかな。
- (問 232) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。
- (問 233) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式が新しくなったが、いつから新様式を使用する必要があるのか。
- (別紙1) 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の成果目標の考え方
- (別紙2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策による施設及び機械の導入等の考え方
- (別紙3) 収益性向上対策及び生産基盤強化対策における価格補正の考え方
- (別紙4) 収益性向上対策の成果目標「労働生産性の向上」における労働時間の考え方

1. 収益性向上対策・生産基盤強化対策共通

【総論】

(問1) 新たに「産地生産基盤パワーアップ事業」とした趣旨いかん。

(答)

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。

このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）や令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業を活用した取組（収益性向上対策）に加え、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加の取組（新市場獲得対策）、ハウス・園地等の再整備・改修、新規就農者等への継承や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組（生産基盤強化対策）を総合的に支援することとしたものである。

(問2) 産地パワーアップ計画とは何か。

(答)

1 地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」という。）により定められた産地としての収益力強化に向けた計画であって、都道府県知事より実施要領に定める基準を満たすものとして承認されたもので、収益性向上対策は「収益性向上タイプ」を、生産基盤強化対策は「生産基盤強化タイプ」をそれぞれ作成する必要がある。

2 本計画には、

(1) 収益性向上タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地としての収益力強化に向けた取組内容
- ③ 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

(2) 生産基盤強化タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地の生産基盤の強化のための取組内容
- ③ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 生産装置の継承者（作業受託組織を含む。）又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容（又は全国的な土づくりの展開の取組の内容）

を記載することとしている。

【事業の実施体制】

(問3) 本事業における都道府県と地域協議会の役割いかん。

(答)

1 都道府県は、

- ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県事業実施方針の作成
- ② 都道府県事業計画の作成
- ③ 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査承認
- ④ 取組主体への助成金交付
- ⑤ 整備事業の実施状況確認
- ⑥ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。

2 地域協議会等は、

- ① 産地パワーアップ計画の作成
- ② 取組主体に対する指導監督
- ③ 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価等を実施する。

3 取組主体（農業者等）は、

- ① 取組主体計画の作成
- ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

(問4) 同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。

(答)

同一ほ場に対して同一効果（販売額の増加等）の取組を実施するなど、取組が重複していない限りは可能。

(問5) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

(答)

都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は代表的な地域協議会のどちらでも計画を作成することができる。

ただし、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。

(問6) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

(答)

1 産地生産基盤パワーアップ事業は、基本的には、都道府県から支援対象である取組主体に助成金が交付されることになる。

2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して助成金を交付することも可能としており、この場合は、都道府県事業実施方針に、市町村等を経由した助成金の交付方法を定めることになる。

- 3 なお、支払方法の検討に当たっては、都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っていたいただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただきたい。

(問7) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

(答)

都道府県事業実施方針に基づき、

- ① 整備事業における農業施設の施工確認
- ② 基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- ③ 農業共済、動産総合保険に加入していることの確認等を行うことになる。

(注) 例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

【都道府県事業実施方針等】

(問8) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。

(答)

本事業の実施に当たって、整備事業及び基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）については、都道府県が実施方針を定めることとしており、この際に、都道府県の判断で対象とする品目を限定する、助成額に制限をかけるといった対応を行うことは可能である。

(問9) 取組主体の考え方いかん。

(答)

【収益性向上対策】

- 1 整備事業は、
 - ① 都道府県
 - ② 市町村
 - ③ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - ④ 土地改良区
 - ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。）
 - ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。）
 - ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者（大企業）及びこれらの民間事業者（大企業）から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）
 - ⑧ 食品事業者

以下のアからウまでの場合に限る。

- ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
- イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物・利用施設を整備する場合
- ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
- ⑨ 中間事業者（複数の生産者との加工・業務用原料供給に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。
- ⑩ 流通業者（複数の生産者との青果物集出荷に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。
- ⑪ 都道府県知事が地方農政局長と協議して認める団体
- ⑫ コンソーシアム
としている。

2 基金事業（うち生産支援事業）は、収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦までとしている。

3 基金事業（うち効果増進事業）は、

- ① 都道府県協議会
 - ② 地域協議会等
- としている。

【生産基盤強化対策】

4 基金事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦に加え、都道府県協議会、地域協議会等としている。

5 整備事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦としている。

（問10）都道府県知事が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の承認に当たって、都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

（答）

例えば、以下のような指標を組み合わせることが想定される。

- ・ 受益面積
- ・ 優先的に支援する作物
- ・ 優先的に支援する経営体（地域の担い手、新規就農者等）
- ・ 成果目標の高さ

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(問 11) 産地の範囲はどのように考えるのか。

(答)

- 1 収益性向上対策においては、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれる。

(参考) 産地生産基盤パワーアップ事業の「産地」の考え方

例 1 A区域では農業者 10 名が露地野菜を 10ha 栽培。

この中で、農業者 7 名 (7ha) は本事業の助成を受け、農業者 3 名 (3ha) は助成を受けない。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は 10ha (農業者 10 名分)。
- ・ 成果目標の達成度合いは、本事業の助成を受けない農業者 (3 名分) も含めた産地全体で評価。

例 2 B区域では農業者 100 名が米を 200ha 栽培し、そのうち b J A が 50 名の 100ha 分の米を自社ブランドとして販売。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は 100ha (農業者 50 名分)。
(地域内で同じ品目を生産している場合でも、自社販売、栽培方法等の一定のまとまりを持った農業者等の集まりを「産地」として産地パワーアップ計画 (収益性向上対策) の対象とすることが可能)
- ・ 成果目標の達成度合いは、b J A 分のみを産地として評価。

- 2 生産基盤強化対策においては、原則として、地域協議会 (又は都道府県協議会) の範囲が産地となる。

(問 12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(問 13) 現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

- 1 収益性向上対策において、取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画 (収益性向上タイプ) の成果目標の達成に必要な取組として位置付けられる「取組目標」を設定 (具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記。) することから、現状維持の取組は不可である。
- 2 生産基盤強化対策において、産地全体の成果目標として産地パワーアップ計画 (生産基盤

強化タイプ)の成果目標を現状維持とすることは可能であるが、取組主体事業計画における成果目標(取組目標)は、少しでも改善(増加、向上又は低減)を図る必要がある。

(問14)産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

収益性向上対策は、地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能である。

生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの産地パワーアップ計画を作成する。

(問15)産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(答)

収益性向上対策は、産地として一体性のある計画を作成できる場合は可能である。

生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの地域協議会等で産地パワーアップ計画を作成する。

(問16)都道府県知事が特に認める目標年度の考え方がいかに。

(答)

1 本事業における目標年度については、事業実施年度の翌々年度としている。

2 しかしながら、例えば、果樹においては、定植後の早期の収益確保を図るため、育苗の段階において、台木から通常苗木までの育成期間の3年に加えて、更に1~2年の養生期間を必要とする大苗生産に取り組む産地があり、これら産地では、目標年度のために本事業の活用が難しいところであった。

3 このため、平成29年度補正予算より品目の特性等を勘案して都道府県知事が特に必要と認める場合は、事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、目標年度を設定できるようにしたところである。なお、この場合にあっては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示する必要がある。

(問17)産地パワーアップ計画の目標年度の考え方如何。

(答)

目標年度は、事業実施年度(交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。)の翌々年度となる。

(参考)	事業実施年度	目標年度
	令和2年度	⇒ 令和4年度
	令和2~3年度	⇒ 令和5年度
	令和2~4年度	⇒ 令和6年度

(注1) 果樹の改植の目標年度は、事業実施年度の10年後となる。
なお、事業実施年度の5年度目に中間的な評価を実施する。

(参考) 事業実施年度		目標年度
令和2年度	⇒	令和12年度
令和2～3年度	⇒	令和13年度
令和2～4年度	⇒	令和14年度

(注2) 知事特認で最長の5年を設定した場合は、事業実施年度の5年後となる。

なお、事業実施年度の4年度目に中間的な評価を実施する。

(参考) 事業実施年度		目標年度
令和2年度	⇒	令和7年度
令和2～3年度	⇒	令和8年度
令和2～4年度	⇒	令和9年度

(問18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方如何。

(答)

都道府県は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度に地方農政局等へ報告が必要となる。

なお、取組主体の実施状況【事業評価】報告も同様とすること。

(参考) 事業実施年度		実施状況【事業評価】報告
令和2年度	⇒	令和3年度(令和2年度分) 令和4年度(令和3年度分) 【令和5年度(令和4年度分)】
令和2～3年度	⇒	令和3年度(令和2年度分) 令和4年度(令和3年度分) 令和5年度(令和4年度分) 【令和6年度(令和5年度分)】
令和2～4年度	⇒	令和3年度(令和2年度分) 令和4年度(令和3年度分) 令和5年度(令和4年度分) 令和6年度(令和5年度分) 【令和7年度(令和6年度分)】

(問19) 成果目標(生産コストの10%以上削減等)は、どの時点と比較するのか。

(答)

1 現状値は、原則、取組の前年度とする。

2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

2. 収益性向上対策

【産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び都道府県事業計画】

（問 20）産地の中心となる経営体の考え方いかん。

（答）

- 1 地域の農業を将来にわたって牽引していく者を想定しており、規模や経営形態についての制限はないが、地域の関係者の合意の下、地域農業の担い手として認められ、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられることが必要である。
- 2 また、個人の農業者が施設整備や機械導入を行う場合は、
 - ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることが必要である。
- 3 なお、産地が一丸となって取組を実施していることを明確にするため、補助金を活用する取組主体が1者であっても、産地パワーアップ計画における「中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容」には、当該取組だけでなく、成果目標の達成に関連する主たる取組を記載する。

（問 21）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と人・農地プランの関係いかん。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は、収益力強化を図るためのコスト削減や販売額増を内容とする産地の戦略である一方、人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、今後の中心となる経営体等を定めるものであり、両者では、策定目的が異なっている。
- 2 ただし、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、目標の達成に必要な産地の中心的な経営体等を位置付けることとしており、人・農地プランとの整合性がとれるよう策定していただきたい。

（問 22）民間事業者も助成対象とすることができるのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた民間事業者（中小企業）は助成対象とすることができる。
- 2 また、産地で生産された農産物の加工等を行う民間事業者（中小企業）について、本事業を活用して施設整備する場合は、
 - ① 産地パワーアップ計画で設定された産地内で生産された農作物が、当該施設の全利用量に対し過半を占めていること
 - ② 集出荷施設等については、施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されることを要件として、助成対象とすることが可能である。

※ 実施要綱別表2に定める食品事業者（大企業を含む。）が施設を整備する場合は、原則、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の対象区域内で生産される原材料を使用することが必要。

（問23）民間事業者のうち、大手資本又は大手資本から出資を受けている者も助成対象としてよいのか。

（答）

- 1 本事業の対象となる民間事業者は、いわゆる中小企業（※）のみを対象としており、大手資本又は大手資本から出資を受けている者は助成対象外である。
- 2 ただし、大手資本又は大手資本から出資を受けている者が、認定農業者（法人）や農地所有適格法人の場合は、助成対象となる。
- 3 また、食品事業者、中間事業者、流通業者がそれぞれ特定の施設を整備する場合にあっては、大手資本の関係にかかわらず助成対象とすることができる。

※ 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者（大手民間事業者）を除く者をいう。

（問24）産地パワーアップ計画（収益性向上対策）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。

例えば、①水稲の生産コスト10%以上削減、②野菜（水稲から野菜への作付転換を含む）の販売額10%以上向上、を位置付ける場合は、どのような考え方になるのか。

（答）

- 1 それぞれの品目で各種要件を満たす場合は可能である。
- 2 この例の場合、野菜の販売額（単位面積当たり）10%以上向上の成果目標は、取組前の「露地野菜への作付転換前の水稲と現に作付している露地野菜の平均値」に対する取組後の「露地野菜の値」で判断する。

（イメージ）

	成果目標	助成対象
① 水稲	生産コスト▲10%以上 （産地全体）	集約化に必要な大型機械のリース料
② 露地野菜	販売額+10%以上 現状値：水稲(3ha)＋露地野菜(5ha)の平均販売額(単位面積当たり) 目標値：露地野菜(8ha)の販売額(単位面積当たり)	作物転換に必要な野菜用機械のリース料

3 なお、稲から高収益作物等へ転換を図る場合は、高収益作物等の面積要件を既存の面積規模の1/2とすることが可能。

(イメージ)

現状値	計画 (目標値)	考え方
稲 40ha 露地野菜 5ha	稲 37ha 露地野菜 8ha	稲作からの転換の場合は露地野菜の面積要件の1/2 (5ha) を満たすため支援対象

(問25) 稲から高収益作物等への転換における高収益作物等にはどのような品目が該当するのか。

(答)

稲(主食用米)と比較して収益性の高い品目をいい、具体的な対象品目は、各都道府県が定める都道府県事業実施方針に明記することになる。

(問26) ポイント加算の対象となる重点品目の対象にはどのような品目が該当するのか。

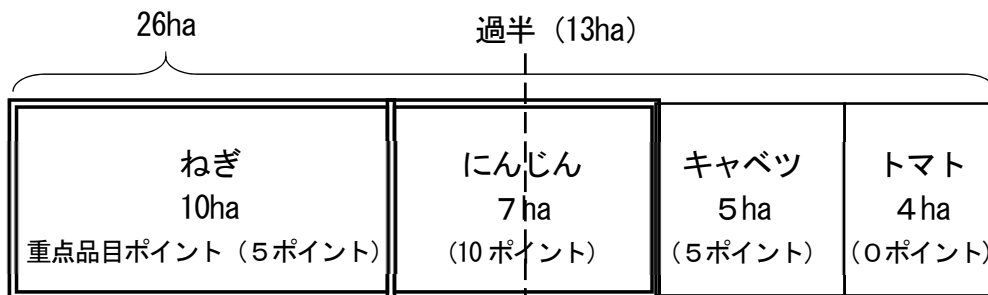
(答)

1 高品質な我が国農産物を求める海外の需要や現時点で輸入品に賄われており今後の伸びが期待される国内需要に対応した国内生産を拡大するため、輸出拡大が有望な品目、輸入が増加傾向にある品目、輸入シェアの奪還が重要な品目について重点品目(下表)に設定し、収益性向上対策の採択に当たってポイントを加算して重点的に支援することとしている。

重点品目ポイント			
10ポイント		5ポイント	
野菜	たまねぎ、にんじん、えだまめ、にんにく、いちご	野菜	ブロッコリー、ながいも、ごぼう、ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、だいこん
果樹	ぶどう、りんご、かんきつ類、もも、うめ	果樹	キウイフルーツ、かき、おうとう、くり、日本なし
花き	スイートピー、切り枝、トルコギキョウ、グロリオサ、キク、リンドウ	花き	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、バラ
畑作物・地域特産物	茶	畑作物・地域特産物	かんしょ、薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	—	土地利用型作物	麦類(小麦、二条大麦、六条大麦、(は)か麦)、豆類(大豆、小豆、いんげん、落花生)

2 なお、複数品目に係る計画にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

(例) 対象品目がねぎ 10ha、にんじん 7ha、キャベツ 5ha、トマト 4ha (合計 26ha) の場合



過半を占めるねぎ・にんじんのうち重点加算ポイントの高い「にんじん」の10ポイントを加算。

(問 27) 成果目標 (生産コストの 10%以上の削減等) は、取組主体事業計画ごとに達成する必要があるのか。

(答)

- 1 成果目標は、産地パワーアップ計画 (収益性向上タイプ) で立てるものであり、産地単位で達成すればよいこととしている。
- 2 取組主体は、取組主体事業計画において、産地パワーアップ計画 (収益性向上タイプ) の成果目標の達成に必要となる「取組目標」を設定することとしている。

(問 28) 産地での成果目標 (生産コストの 10%以上の削減等) の達成状況は、どのように検証するのか。

(答)

現状値と目標値、実績値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法で検証する必要がある。

検証に必要な標準的なデータは以下のとおりである。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの 10%以上の削減の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量 (又は出荷量)、生産コスト又は集出荷・加工コスト
- ② 販売額の 10%以上の増加の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量 (又は出荷量)、価格 (単価)
- ③ 所得額の 10%以上の増加の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量 (又は出荷量)、価格 (単価)、生産コスト
- ④ 契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること
現状、目標及び実績の面積、生産量、契約取引量 (に相当する面積)
- ⑤ 輸出向け出荷量又は出荷額の 10%以上の増加の場合 (輸出実績がある場合)
現状、目標及び実績の出荷量 (又は生産量)、価格 (単価)
- ⑥ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上の場合 (新規の取組又は過去 5 年以内に輸出実績がない場合)
現状、目標及び実績の出荷量 (又は生産量)、価格 (単価)

- ⑦ 労働生産性の10%以上の向上の場合
現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、労働時間

(問29) 収益性向上対策の産地における「一定のまとまり」とは、どのようなものを想定しているのか。

(答)

例えば、次のようなつながりを持つ農業者等の集まりを想定しており、この集まりを「産地」とすることが可能である。

- 例1 共同で集出荷していること
- 例2 同一の（新たな）栽培技術体系に取り組んでいること
- 例3 同一の品種を栽培していること
- 例4 共通の出荷基準を有していること 等

(問30) 成果目標を販売額増加とし、「野菜苗」で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成する場合、産地の範囲はどのように考えればよいのか。

(答)

- 1 対象作物を種子種苗とする取組において、産地の考え方は、苗産地として取り組む場合と、苗供給先を産地として取り組む場合の2通りがある。
- 2 苗産地として取り組む場合は、基本（原則）は苗の生産面積であるが、苗産地は小規模であっても面積要件以上に農業者への供給が可能であり、かつ農業者への優良種苗等の供給により、広範囲に受益が及ぶ一方で、基本の考え方では事業に取り組めない実態を踏まえ、特例として苗の供給先面積でも可としている。
- 3 このため、種子種苗生産を行う場合については、次のいずれの場合も産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の作成が可能である。

- ① 苗産地として取り組む場合

面積要件＝苗生産面積（施設の面積） 成果目標＝苗の販売額	$\left[\begin{array}{l} \text{面積要件＝供給先の面積} \\ \text{成果目標＝苗の販売額} \end{array} \right]$
---------------------------------	---
- ② 供給先を産地として取り組む場合

面積要件＝供給先の面積 成果目標＝供給先農業者の販売額

(問31) 1農業者が複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加することは可能か。

(答)

1農業者における取組は、基本的には1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の中に位置付けられるものであるが、例えば、1農業者が複数の品目を生産している場合等にあっては、複数の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）（水稻、野菜など）に参加することはあり得ると考えられる。

(問32) 新規で施設を整備する場合、集出荷・加工コスト10%以上削減は何と比較するのか。

(答)

施設がなかった場合における農業者の出荷コスト等と比較することになる。

(問33) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成は可能か。

(答)

- 1 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会であっても新たな作成は可能である。
- 2 ただし、
 - ① 都道府県、地方農政局等において一期計画の結果を公表すること
 - ② 各段階の評価に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等を行うこと
 - ③ 次期産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）について、地方農政局等を含む各段階で評価を踏まえた厳格な審査を行うこと

により、目標を達成できなかった産地が安易に新たな補助金を受給することを防止し、効率的で効果的な事業執行を行うこととしている。

(問34) 目標達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を有する協議会に対する農政局等の厳格な審査とはどのようなものか。

(答)

各段階の評価の実施に当たり、一期計画で未達成となった要因の分析等により今後の成果目標達成見込みの根拠等について、より厳格に審査するものとし、未達成となった要因が解消する（又は目標達成する）まで参加は認めないものとする。

(問35) 自然災害等による成果目標の変更・評価終了は天候不順等でも認められるのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標及び取組主体事業計画の取組目標が未達成の要因が、
 - ① 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - ② 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合であり、自助努力のみでは改善が見込まれないものにあつては、成果目標の変更（品目の変更等を含む。）又は評価の終了をすることが可能である。
- 2 これは、自助努力のみでは改善が見込めない大規模な災害等を想定したものであり、天候等の要因で目標未達成であっても、それが一時的なものであり、都道府県・農政局等で改善が可能と判断される場合には、引き続き改善措置を求めることとなる。

(問 36) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設の整備に取り組む場合に設定するものか。

(答)

共同利用施設である集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設の整備のみの取組については、集出荷・加工コストで目標設定が可能である。

(問 37) 成果目標の「集出荷・加工コストの 10%以上の削減」は、施設利用料でみてもいいのか。

(答)

集出荷・加工コストは、施設運営コストで比較する。
施設利用料での比較は不可である。

(問 38) 需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品種・品目への転換率 100%の面積カウントは、産地全体の面積から新たに転換する面積で計算するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）で定めた産地面積の 100%を転換することをいう。
- 2 また、需要減少が見込まれる品種・品目は、あらかじめ都道府県事業実施方針に定めることになる。

(問 39) 契約栽培の定義は何か。

(答)

- 1 生産者（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）である。
- 2 なお、農業者団体（農協等）は生産者側の主体であり、農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まれないが、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との 3 者契約は含まれる。

(問 40) 成果目標の「労働生産性の 10%以上の向上」における労働生産性はどのように算出するのか。

(答)

労働生産性の向上に関する成果目標は、「労働生産性＝販売額÷労働時間」により以下のとおり算出することとする。

- ① 販売額
成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じものとする。
- ② 労働時間
削減の対象となる労働時間は、

- i 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下、同じ。）の全て
- ii 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとする。

③ 現状値

全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により算出することとする。

ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータの推計その他都道府県が定める方法によることも可能とする。

④ 目標値

現状値から10%以上の向上する数値をデータ等に基づき算出・設定し、実績の把握は現状値と同一の方法（ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき算出し、推計による現状値と比較・検証する。）により行う。

※ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の取組を行う場合の削減の対象とする労働時間は、当該施設における労務管理等の間接労働を除く、作業従事者の全労働時間とし、現状値及び実績値における労働時間については、労務日誌等により把握するものとする（目標値は現状値から10%以上向上するよう設定する。）。

（問41）「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、どのような効果が期待されているのか。

（答）

- 1 労働力不足が深刻である中、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を支援することとしているものである。
- 2 例えば、生産コストの削減等の成果目標が設定しにくい産地においても、
 - ① トラクター等にGPS自動操舵システムを導入し、労働時間を削減
 - ② 環境制御装置を導入し、ハウス内環境管理に係る労働時間を削減するとともに、品質向上により販売額を増加
 - ③ 集出荷貯蔵施設にロボットパレタイザーを導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減などの取組が可能となり、その効果が生じることとなる。

（問42）「労働生産性の10%以上の向上」の成果目標について、施設整備を行う場合、どのように活用できるのか。

（答）

- 1 労働生産性の向上に関する成果目標は、販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減しようとする取組を促進するため、「労働生産性＝販売額÷労働時間」で算出される労働生産性が目標年度に10%以上向上するような取組を支援することとしているものである。
- 2 施設整備を行う場合、以下のような活用が可能である。

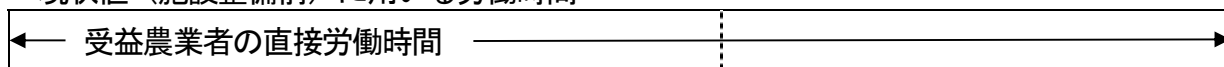
例1 農業者が農産物の出荷・調製を手選別選果している場合、集出荷施設を整備することにより、受益農業者が担う出荷・調製に係る労働時間を削減

例2 既存の集出荷施設に、ロボットパレタイザーを導入することにより、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

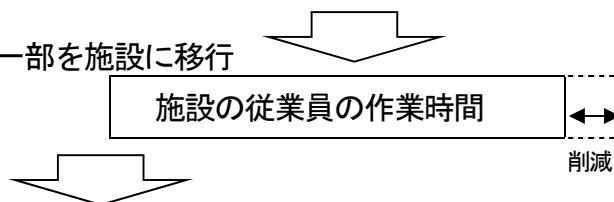
3 なお、施設整備を行う場合は、受益農業者が担う一連の作業工程に係る直接労働時間に、整備する施設における従業員の作業時間を加えた時間を用いて、労働生産性の算定を行うこととなる。

・新たに施設を整備する場合

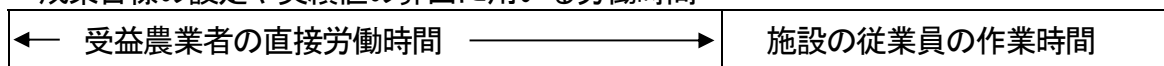
現状値（施設整備前）に用いる労働時間



受益農業者の直接労働の一部を施設に移行

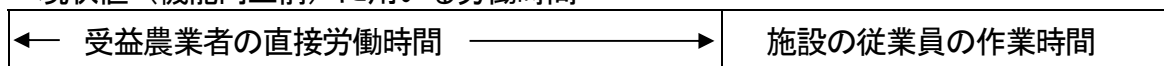


成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間

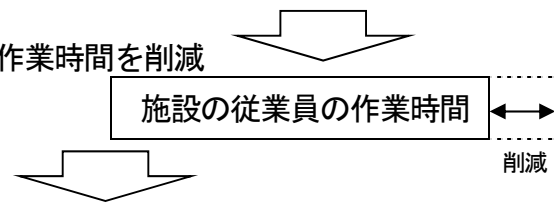


・既存施設の機能向上を行う場合

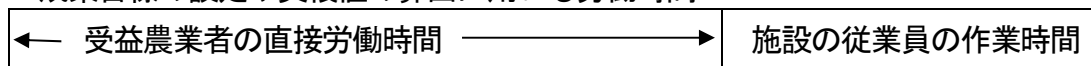
現状値（機能向上前）に用いる労働時間



機能向上により従業員の作業時間を削減



成果目標の設定や実績値の算出に用いる労働時間



(問43) これまで産地で生産したことのない新規作物の生産に取り組む場合、本事業の助成対象となり得るか。

(答)

1 都道府県事業実施方針に定める場合は、助成対象とすることも可能。

2 ただし、これまで産地で生産したことのない新規作物の生産は比較的风险も高いことから、

- ① 新規作物の生産・出荷の実現可能性
- ② 事業効果

等について十分検討するとともに、都道府県事業実施方針に推進・指導体制を明記し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

(問 44) 新規作物の生産に取り組む場合、成果目標で「販売額の 10%以上の向上」を選択することは可能か。

(答)

可能である。

例えば、これまで生産していた作物の販売額と新規作物の販売額を比較して、目標年度において販売額が 10%以上向上する見込みであれば、成果目標とすることができる。

(問 45) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1 J A の整備事業のみで作成することは可能か。

(答)

1 J A の整備事業（共同利用施設）のみの取組で成果目標の達成が可能な場合には、そのような計画の作成も可能である。

(問 46) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1 つの農地所有適格法人で作成することは可能か。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業は、産地としての収益力強化に向けた取組を支援するものであり、基本的には、複数の農業者による取組を想定している。
- 2 ただし、地域協議会等が、A 市 a 地区の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要と判断する場合は、同計画に一つの農地所有適格法人の取組（取組主体事業計画）のみを位置付けることも可能である。
- 3 例えば、ある中山間地域等で全ての農地を一つの農地所有適格法人が耕作している場合は、このようなケースに該当するものとする。

(問 47) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、1 品種で作成することは可能か。

(答)

品目ごとの面積要件を満たしており、現状値及び目標値の算出など合理的な計画が作成できる場合は可能である。

例えば、水稻のコシヒカリのみ、施設野菜（いちご）のあまおうのみの計画とすることも可能。

(問 48) 実施要領別記 3 第 4 の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基準に、「本事業を含む国庫補助事業実施の有無に関わらず、収益性の向上の取組が行われること」とあるが、これらの取組内容や目標の達成状況はどのように確認するのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、

- ① 国庫補助による取組と、
- ② 国庫補助によらない地域独自の取組

があいまって達成されるものと考えており、こうした地域独自の取組（コスト削減に向けた利用集積の推進や高品質生産に向けた栽培マニュアルの作成等）についても産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めているものである。

- 2 記載された取組について、個別に目標を設定することは求めないこととしており、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成状況を確認する際に必要に応じてこれらの目標の達成状況を確認することとしている。

（問 49）産地生産基盤パワーアップ事業の助成額に上限はあるのか。

（答）

1 取組主体事業計画で1年度当たり20億円である。

（問 50）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）は複数年計画を可能としているが、最長何年までか。

（答）

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については、最長3年間、取組主体事業計画については、最長2年間としている。

（問 51）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に1つの取組主体による複数の取組主体事業計画を位置付けることは可能か。

（答）

1つの取組主体が産地での取組を複数に分けて段階的に取り組むことがあり得ることから可能である。

（問 52）「果樹の改植」と「その他の取組（整備事業や、その他の基金事業（うち生産支援事業（リース事業等））」は、目標年度が異なるところであるが、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けてもいいのか。

（答）

- 1 本事業の目標年度は、
 - ① 事業実施年度の翌々年度
 - ② 都道府県知事特認の場合は、上限5年以内において、品目の特性等を勘案して設定された目標年度
 - ③ 果樹の改植は、事業実施年度から10年後としているところである。
- 2 これらの取組を、1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）にまとめた場合、それぞれの取組の目標年度にズレがあるため、仮に「果樹の改植」の目標年度を、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標年度とすると、「事業実施年度の翌々年度が目標年度の取組」（以下「一般の取組」という。）や「都道府県知事特認の場合の取組」の評価を適正な時期に行うことができないなどの懸念がある。

3 このため、原則として、「一般の取組」、「都道府県知事特認の場合の取組」及び「果樹の改植の取組」は、別々に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することとする。

（注）1つの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に、「果樹の改植」と「一般の取組」を位置付ける場合は、以下のものを全て満たす場合に限る（この場合の目標年度は、「果樹の改植」の目標年度（事業実施年度の10年後）とする。）。

- ① 「果樹の改植」と「一般の取組」が同一園地で行われること
- ② 「一般の取組」の事業効果が、「果樹の改植」による事業効果の発現時期と同一となること

（問 53）実施要領別紙 7 のアの品目「露地野菜」及び「施設野菜」の留意事項欄の「都市近郊地域」は現市町村でみるのか、それとも旧市町村でみるのか。

（答）

- 1 「都市近郊地域」は、一般地域に比べて農地面積が少ないという実態を踏まえ、野菜の面積要件を大幅に緩和（（例）施設野菜：5ha→5,000平方メートル（0.5ha））しているところである。
- 2 面積要件緩和の趣旨を踏まえると、「都市近郊地域」は、実際に取組が行われる旧市町村単位でみることが適当と考える。

（参考）農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計部長通知）（抜粋）

都市的地域

- 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度 500 人以上又はD I D 人口2万人以上の旧市区町村。
- 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。

（問 54）産地の範囲が、農林統計に用いる地域区分における平地農業地域から中間農業地域及び都市的地域に跨がっている場合における「面積要件」の考え方について。

（答）

産地パワーアップ計画の産地面積に占める「中間農業地域」及び「山間農業地域」の割合が一定程度（過半）を超える等、合理的な説明が出来る場合に、中山間地域等の面積要件を準用するという運用も可能と考える。

（参考）農林統計に用いる地域区分の制定について（旧市区町村別農業地域類型一覧表）

→ http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html

(問 55) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、成果目標を上方修正する必要があるのか。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加する場合は、
 - ① 成果目標のおおむね0.1%以上の上方修正
 - ② 成果目標の追加（注）
 - ③ 面積の拡大のいずれかにより、事業効果の更なる向上を図ることが必要となる。

- 2 例えば、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」及び「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を設定している場合は、
 - ① 成果目標を維持し、産地面積を拡大すること
 - ② 成果目標を上方修正すること
 - ③ 産地面積の拡大を図る場合は、成果目標を下方修正しても、「単位当たりの生産コストの10%以上の削減」又は「単位当たりの販売額の10%以上の増加」を充足していることのいずれかに該当するときに、事業効果が高まるものと認められる。

（注）当初計画（整備事業のみ）の成果目標を「集出荷・加工コストの10%以上の削減」とし、その後、産地の合意形成が整い次第、成果目標を「生産コストの10%以上の削減」とする基金事業（うち生産支援事業）を追加等

(問 56) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に複数の成果目標を位置付けることは可能か。
また、可能な場合、注意すべきことは何か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標は、原則1つである。

- 2 必要に応じて、複数の成果目標を設定することも可能であるが、この場合、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標年度の翌年度の事業評価において、すべての成果目標を達成する必要がある。

(問 57) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標について、整備事業（共同利用施設）を「集出荷・加工コストの10%の削減」、基金事業（うち生産支援事業）を「生産コストの10%以上の削減」とすることは可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）を同時に位置付け、コスト削減に取り組む場合は、集出荷・加工コストの削減は、生産コスト全体の削減に含めて評価することとしている。

- 2 なお、成果目標の達成状況の検証に当たっては、集出荷・加工コストについても生産コストの一部として併せて評価するものとする。

(問 58) 整備事業（共同利用施設）のみの産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を早急に策定し、その後、産地の合意形成が整い次第、基金事業（うち生産支援事業）を追加する予定である。

この場合、成果目標に、「集出荷・加工コストの10%以上の削減」のほか、新たに「生産コストの10%以上の削減」を設定することは可能か。

また、これをもって、成果目標の上方修正とすることは認められるのか。

(答)

1 新たに追加する取組が、既存の成果目標（集出荷・加工コストの10%以上の削減）になじまない場合は、新たに成果目標（生産コストの10%以上の削減）を設定し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標に併記する必要があると考える。

2 また、新たな取組を追加する場合は、更に事業効果が高まるのであれば、成果目標の追加をもって上方修正とみなすこととする。

(注) 「集出荷・加工コストの10%以上の削減」は整備事業（共同利用施設）に、「生産コストの10%以上の削減」は基金事業（うち生産支援事業）に適用するものとする。

(問 59) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の現状値について、例えば、新たに取組が追加（面積の増加、参加農家の増加等）された場合、現状値を見直す必要はないのか。

(答)

1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の現状値を固定したまま、毎年、新たな取組を追加していくと、成果目標の達成が容易になるという問題が発生する場合がある。

2 このため、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）及び取組主体事業計画の現状値は、新たな取組を追加する場合等においては、必要に応じて見直すこととする。

(例) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標が「販売額の10%以上の増加」（実務用Q&A別紙（注2）により「総販売額」で比較）であって、当初に比べ取組農家数が増加する場合

(問 60) 中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合の、「5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上」の考え方がいかに。

(答)

中山間地域等において、基金事業（うち生産支援事業）のみを実施する場合は、

- ① 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の産地の面積（1ヘクタール以上）
 - ② 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置付けられた取組主体事業計画に取り組む農業者数（5戸以上）（注）
- のいずれかの要件を満たす必要がある。

(注) 取組主体又は取組主体の構成農家のどちらでも可。

(問 61) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「所得額の10%以上の増加」は、どのような検証方法があるのか。

(答)

成果目標の達成状況の検証方法は、現状値と目標値の算出方法を一致させ、対外的に説明ができる方法とする必要がある。

なお、検証に必要なデータは以下のとおり。

現状、目標及び実績の面積、生産量（又は出荷量）、価格（単価）、生産コスト

（例）

所得額 = 販売額 - 生産コスト（原則、雇用労働費を含む。常時雇用に係る費用は所得として評価するため、含めないことも可。）

（注）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の「販売額増加」及び「生産コスト削減」の算出方法に基づき算出された数値で比較することも可。

（問 62）産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証についてはどのように行えばよいのか。

（答）

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標は、①国庫補助による取組と②国庫補助によらない地域独自の取組があいまって達成されると考えており、こうした地域独自の取組について産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に盛り込むことを求めている。
- 2 このことから、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実績の検証については、
 - ① 産地の現状、課題・問題点
 - ② 施設・機械等の導入や産地の取組による効果、成果目標の達成状況
 - ③ 現状値より実績値が上回る又は下回る場合の具体的な要因
 - ④ 達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等、産地独自の取組や地域協議会及び取組主体への指導内容を含めた観点からの検証が必要となる。

（問 63）成果目標で「販売額の 10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

（答）

成果目標で「販売額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額 = 目標年度の実績の販売単価 × 補正係数 × 目標年度の実績の数量

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

（問 64）成果目標で「所得額の 10%以上の増加」を選択する場合の評価における価格補正は、どのように行うのか。

(答)

成果目標で「所得額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正後の所得額 = (目標年度の実績の販売単価 × 補正係数 × 目標年度の実績の数量)
－ 生産コスト

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国を含む）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等が活用可能である。

※ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

(問65) 特定の産地で全国シェアが大きい品目は、価格補正をしなくてもよいか。
(事業の取組の成果により販売単価が上昇したとしても、全国の販売単価についても産地の販売単価の上昇と併せて上昇するため。)

(答)

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと
 - ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること
 - ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
 - ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと
- 等、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

(問 66) 農産物輸出の成果目標で「新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上」としているが、「直近年」とはどの程度をいうのか。

(答)

農産物輸出の取組における「直近年」は、事業実施年度から過去5年以内を想定している。

(問67) 事業効果の早期発現を目指し、3年目を目標年度として6%を超える成果目標を設定した場合において、目標年度に成果目標を達成できない場合はどうするのか。

(答)

当該成果目標の設定は、通常の5年めから2年間を短縮して3年目に事業効果の早期発現を目指す場合にその3/5以上の効果を見込むものであることから、当該成果目標を達成できなかったときは、通常取組と同様に、5年後に目指すべき10%以上（3年目の成果目標に5/3を乗じたもの）の成果目標を達成するための改善措置を講じることとなる。

(問68) 産地において事業効果の早期発現を目指し、3年目に6%を超える成果目標を設定した場合であっても、翌年度以降の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に新たな取組を追加することができるか。

(答)

あくまでも産地における事業効果の早期発現を目指す取組であることから翌年度以降に新たな取組を追加する場合は、通常取組と同様に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標を10%以上の水準に上方修正することが必要となる。

なお、既存の計画に位置付けられた取組と同一年度に実施する取組を追加する場合は、事業効果の早期発現が見込めるのであれば、問55に準じて、当該6%超の成果目標の上方修正等により事業効果の更なる向上を図ることで、新たな取組を追加することが可能となる。

また、当該成果目標が達成した（又は確実に達成することが見込まれることが明らかな）場合は、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することができる。

(問69) 産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の実施期間が経過した産地において、翌年に同一の産地で同一の品目に対して取組を行う場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価を行う前であっても新たな産地パワーアップ計画の作成は可能か。

(答)

- 1 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間を経過した産地については、これまでの成果に加え、さらに販売額10%以上向上等の成果目標を設定することで、新たに産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することは可能である。
- 2 また、産地においては、収益力強化に向けた取組を絶え間なく行うことが重要であることから、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかな場合、同計画の事業評価を行う前であっても、同一の産地、同一品目で新たに産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成することができるものとする。
- 3 なお、この場合、同一の成果目標を掲げるときは、現状値を過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標値及び実績値の大きい方とする。

(例) 新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標：過去の計画と同一の販売額の10%増加

・産地パワーアップ計画の最終年度における目標達成率が8割以上の場合

過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,000
目標値：11,000	目標値：12,000
実績：10,800	

・産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の最終年度における実績が目標値を超えている場合

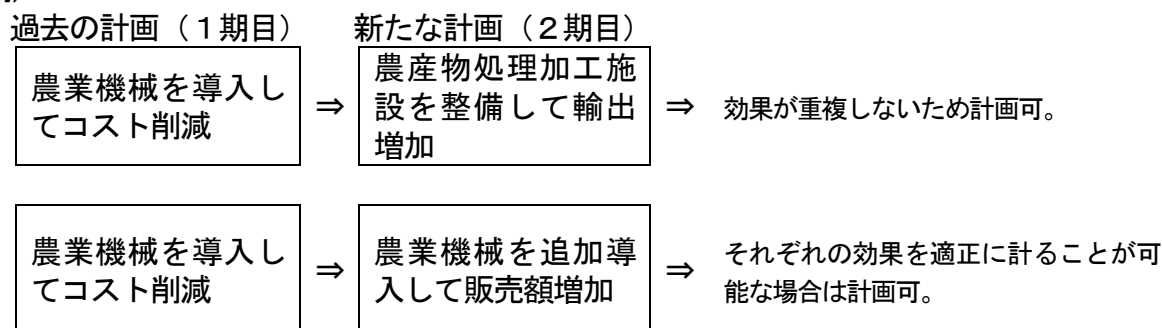
過去の計画（1期目）	新たな計画（2期目）
現状値：10,000	現状値：11,500
目標値：11,000	目標値：12,650
実績：11,500	

(問 70) 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合、新たな計画はどの時点で作成できるのか。

(答)

- 1 過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と成果目標が異なる場合であっても、過去の産地パワーアップ計画の最終年度において既に目標達成率の8割以上を確保している場合など、目標年度に確実に目標達成が見込まれることが明らかな場合、同一産地で同一品目でも、事業評価を行う前に新たな計画を作成することは可能である。
- 2 ただし、この場合、過去の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）については設定した成果目標の達成は必要となることから、新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の作成にあつては、過去の計画と新たな計画のどちらに属する効果であるかを適正に計ることが可能な成果目標を設定し、それぞれの事業効果の測定方法を明らかにするものとする。

(例)



(問 71) 事業評価前に同一成果目標で新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合、以前の産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業評価は行うのか。

(答)

- 1 事業評価前に新たな産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成した場合であっても、事業評価年においては、以前の計画に係る事業評価は必要である。
- 2 この場合、可能な限り、新たな計画に属する効果を排除した上で、過去の計画に係る事業効果を測定するよう努めるものとする。
- 3 なお、新たな計画に属する効果を排除できない場合、過去の計画が目標を達成したか否かの判断については、新たな計画の事業評価をもって行うものとする。

【取組主体事業計画】

(問 72) 取組主体事業計画における取組目標とは何か。

(答)

- 1 取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要な「取組目標」を設定することとしている。
- 2 取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標（生産コス

トの10%以上の削減等)の達成に必要な取組として位置付けられるものであり、具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記することになる。

(問73) 農業者が機械リースのほか施設整備に取り組むことも可能か。

(答)

可能である。

ただし、個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

【事業内容】

○ 収益性向上対策共通

(問74) 本事業の助成対象及び補助率いかな。

(答)

- 1 整備事業の助成対象施設及び補助率については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)の耕種作物共同利用施設整備と同じである。
- 2 基金事業(うち生産支援事業)の補助率については、
 - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については本体価格(消費税除く)の1/2以内
 - ② 果樹の同一品種の改植(注)については定額(一部は1/2以内)
 - ③ 生産資材等の導入支援については資材費の1/2以内
 - ④ 弾丸暗きよ、明きよの作業労賃(注)については1/2以内としている。
(注) 自家施工による費用分は補助対象外。
- 3 また、基金事業(うち生産支援事業)の助成対象については、
 - ① 農業機械等の導入及びリース導入支援については、農業専用機械等であって本体価格(消費税除く)が50万円以上のもの
 - ② 生産資材等の導入支援については、農業に用いる資材であって、複数年にわたってその効果が発現するもの(肥料、農薬及び原木等の消費財は除く)を助成対象とすることとしている。
- 4 基金事業(うち効果増進事業)の補助率については、
 - ① 計画策定等に必要な会議開催費用
 - ② 技術実証に必要な経費等について、定額(1/2相当)としている。

(問75) 整備事業を行う場合において、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)と産地生産基盤パワーアップ事業(収益力向上対策)ではどのような違いがあるのか。また、すみ分けはあるのか。

(答)

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）は産地の大規模・中核的施設の整備を中心に活用されることを想定している。
- 2 一方、産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）は産地の多種多様な取組をソフト・ハード一体的に総合的に支援するものであり、非破壊検査器などの内部設備等の機動的な施設整備を中心に活用されることを想定している。

（問 76）内部設備を基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能か。

（答）

- 1 簡易なビニールハウスの内部設備については、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することは可能である。
- 2 低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等の整備事業の対象施設の内部設備については、原則として、基金事業（うち生産支援事業）により農業機械導入又は農業機械リース導入として導入することはできないものとする。

（問 77）民間事業者も取組主体となることから、自社調達を行う場合の利益排除の考え方を明確にするべきではないか。

（答）

- 1 本事業は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 食産第 5395 号、30 生産第 2220 号、30 政統第 2193 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用することとしている。
- 2 このため、以下の①から③までに掲げる場合には、それぞれ、当該①から③までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとしている。
ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む 2 者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要としている。
利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。
 - ① 取組主体の自社調達の場合
原価をもって交付対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
 - ② 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合
取引価格をもって交付対象額とする。
ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。
 - ③ 取組主体の関係会社からの調達の場合
取引価格をもって交付対象経費に計上する。
ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。
なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

(問 78) 農産物処理加工施設のうち、加工施設の補助対象基準において、「茶の加工施設を食品事業者が整備する場合」とあるが、食品事業者とはどのような者をいうのか。

(答)

茶の製品の製造又は製造小売を行う民間事業者をいう。

(問 79) 国の支援と併せて、都道府県や市町村が支援を行うことは可能か。

(答)

可能である。

(問 80) 本事業における事業着手はどの時点になるのか。

(答)

- 1 施設整備においては、入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者等を募集する時点
を事業着手となる。(注)
- 2 他方、農業機械のリース等においては、契約された時点で着手となる。

(注) 取組主体は、自己の責任において、実施要領第 11 の交付決定前に一般競争入札等を行う
ことが可能。

この場合、取組主体は、

- ① 都道府県知事に対して交付決定前着工届(基金事業(生産支援事業及び効果増進事業)
の場合は交付決定前着手届(様式自由))を提出(ただし、取組主体事業計画の承認後
に限る。)するとともに、
- ② 交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰すること
を了知の上で行うものとする。都道府県知事は、取組主体から交付決定前着工届の提出
を受けた場合は、地方農政局等に写しを報告するものとする。

(問 81) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト
付きフォークリフト)に限り、施設の種類に応じ整備事業、基金事業(うち生産支援事業)
のいずれかで助成対象となり得る。(問 76 も参照のこと。)

(問 82) 面積要件は実面積か。それとも延べ面積か。

(答)

特に断りのない限り、実面積である。

(問 83) ブロックローテーション（水稲、大豆、麦）の場合の面積要件は、どうなるのか。

(答)

産地パワーアップ計画の対象作物のうち、最も大きい面積でみる。

例えば、水稲、大豆、麦で取り組む場合は、実面積で 50ha（水稲の面積要件）（注）をクリアできれば可とする。

（注）北海道の場合は、60ha（麦の面積要件）をクリアすることになる。

(問 84) 基金事業（うち生産支援事業）で導入又はリース導入する農業機械や購入する生産資材は、どのように管理すべきか。

(答)

都道府県事業実施方針等に基づき、適切に管理されるべきと考える。

（注）本事業は、産地としての収益力強化に向けた地域の意欲的な取組を支援するものであり、目標年度以降も、継続して取り組むことが期待されているところである。

<きのこ・山菜類の取組>

(問 85) きのこ、山菜類を対象とした理由いかな。

(答)

- 1 きのこ、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であるという理由から、これまで特用林産物として対象外としてきたところである。
- 2 しかしながら、最近では、農業者が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっていることから、今般、支援対象とすることとしたところである。

(問 86) きのこ、山菜類を対象とする場合は、どのような取組や施設が支援対象となるのか。

(答)

- 1 支援対象となる取組は、農業者等が、複合経営の一環として、
 - ① 他の作物と複合的に経営
 - ② かつ、肥培管理を行い栽培を行う場合としている。
- 2 また、1の場合に必要な性の高いものとして、支援対象施設は、
 - ① きのこは、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）
 - ② 山菜類は、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等を対象としている。

(問 87) きのこの対象施設を、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）とする理由い
かん。

(答)

- 1 「きのこ栽培」は、農業者等が複合経営の一環として他の農作物と複合的に経営を行い、肥培管理を行って栽培されるものもあり、農業者の経営に欠かせないものとなっている。
- 2 このような状況を踏まえ、農業者の複合経営を支援する観点から、生産関連施設として、生産技術高度化施設（うち、高度技術導入施設）を支援対象としたところである。

(問 88) 山菜類の対象施設を、生産技術高度化施設のほか、農産物処理加工施設、集出荷施設等とする理由いかん。

(答)

- 1 山菜類は、「野菜」として取り扱われ、
 - ① 出荷に当たっては水煮、缶詰、漬物等多様な処理工程が必要であること
 - ② また、これらの加工品の販売は農業者の安定した所得確保・産地の活性化に資すると考えられること
 から、農産物処理加工施設、集出荷施設等を支援対象としたところである。
- 2 一方、きのこは、「その他地域特産物」として取り扱われ、加工品の主流が乾しいたけとなっている中で必要性の高い農産物処理加工施設や集出荷施設等を支援対象としたところである。

(問 89) きのこ、山菜類を対象とする場合、法人が、農業者に貸し出すことを目的として、施設を整備することは可能か。

(答)

- 1 貸し出し先農業者が、複合経営を行っている等の要件を満たす場合は可能である。
- 2 他方、法人が特用林産物を生産し、当該法人の従業員が自らの経営として水稻等を生産する場合は、当該法人及び従業員の経営は別々であることから、それぞれの取組は、複合経営に当たらないため、支援対象外である。

(参考) 「複合経営」の考え方

具体例		要件の可否
法人Aが水稻と特用林産物を生産し、自ら販売	○	法人Aの経営は、水稻と特用林産物の複合経営に該当する。
法人Aが特用林産物のみを生産し、法人Aの従業員Bが自ら水稻経営を実施	×	法人A及び従業員Bの経営は別々であり、それぞれ複合経営に該当しない。
法人Aが特用林産物のみを生産し、自ら販売	×	法人Aは特用林産物の単一経営であり、複合経営には該当しない。

(問 90) きのこ、山菜類の取組において、任意組織として、4戸が特用林産物、1戸が他の作物の生産に取り組む場合も支援対象となるのか。

(答)

- 1 任意組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）として経理を行っている場合は、5戸は1つの経営となり複合経営に当たることから、支援対象となる。
- 2 他方、任意組織の5戸が個々に経理を行っている場合については、複合経営に当たらないため、支援対象外となる。

（問 91）きのこ、山菜類の取組において、法人が取組主体となり、農家に貸し付けることを目的として施設を整備する場合、都道府県は、法人の貸付先農家が複合経営であることをいつまでに確認する必要があるのか。

（答）

都道府県は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の承認申請までに、複合経営農家であること（新規就農者の場合は、事業実施年度内に複合経営が行われることが確実に認められること）の確認を行うこととする。

（問 92）これまで産地で生産したことのないきのこ、山菜類の生産に取り組む場合であっても、本事業の支援対象となるのか。

（答）

- 1 支援対象となる。
- 2 ただし、これまで産地で生産したことのない全くの新規作物等の生産はリスクも高いことから、都道府県においても、
 - ① 新規作物の生産の実現可能性
 - ② 事業効果等について十分検討し、効果的な事業実施に万全を期す必要がある。

（問 93）きのこ、山菜類の取組において、複合経営に占める「他の作物」の割合（販売量や販売額の割合）に、下限はあるのか。

（答）

複合経営に占める「他の作物」の割合は問わないが、「他の作物」は販売目的で生産されるものである必要がある。

（問 94）菌糸発生施設は支援対象となるのか。

（答）

菌類栽培施設又は菌床製造施設と一体的に整備する場合は、生産技術高度化施設として支援対象となる。

（問 95）きのこ栽培施設の上限事業費として、「菌類栽培施設」と「菌床製造施設」があるが、「菌糸発生施設」は、どちらに該当するのか。

（答）

「菌糸発生施設」の上限事業費は、一体的に整備する「菌類栽培施設」又は「菌床製造施設」

設」の上限事業費とする。

(問 96) 特用林産物を助成対象としないのか。

(答)

- 1 特用林産物は、主として森林原野において生産されてきた産物で、一般用材を除く品目の総称であり、多種多様に及ぶところである。
- 2 本事業は、農業の国際競争力の強化を目的とする事業であり、特用林産物に位置付けられるきのこ、山菜類について、食用として栽培され一般的に流通しており、農業者が複合経営の一環として複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培しているものであれば事業目的に沿うことから、助成対象としている。

(問 97) 山菜類にはどのような品目があるのか。

(答)

山菜類に含まれるものは、たけのこ、わさび、わらび、ぜんまい、たらのめ、ふきのとう等がある。

(参考) 特用林産物生産統計調査

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/

(注) 統計では、たけのこ、わさびは山菜には含まれないが、山菜類には含まれる。

(問 98) きのこと、山菜類を対象とする場合の留意点は何か。

(答)

- 1 きのこと、山菜類は、森林原野を起源とする生産物であることから、林野部局の補助金等でも支援を行っているところである。
- 2 このため、予め、林野部局と農業部局で十分に調整を行っていただきたい。

(問 99) 水わさびは支援対象となるのか。

(答)

水わさびは、山菜類に含まれ、実施要綱、要領等の要件に合致すれば、支援対象となる。

○ 整備事業

(問 100) 施設の単純更新は不可ということによいか。

(答)

施設の単純更新は不可である。

ただし、既存施設の再編合理化に取り組む場合は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）と同様の運用とする。

（問 101）農業者が取組主体となり得ることから、整備事業により施設整備を行う場合の営農継続性の担保は必須とすべきではないか。

（答）

個人の農業者が施設整備を行う場合は、

- ① 青色申告等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていることを要件としている。

（問 102）整備事業を行う場合、都道府県等の附帯事務費は助成対象となるのか。

（答）

整備事業を行う場合における都道府県等の附帯事務費の取扱いについては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金と同様の運用とし、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる整備事業に要する総事業費に1%を乗じて得た額の1/2以内（「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」別記1の第3参照。）となる。

（問 103）優先枠（中山間地域の体制整備）の考え方いかん。

（答）

優先枠（中山間地域の体制整備）は、中山間地域所得向上支援事業と連携する取組について、

- ① 面積要件の撤廃
 - ② 上限事業費の通常比1.3倍
- という措置を講じるものである。

（問 104）農業法人が、過去にJAが整備したカントリーエレベーターの受益地内で、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

（答）

- 1 農業法人が、JAによるカントリーエレベーターの利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーターを利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能である。
- 2 他方、農業法人が、JAによる意向調査等において、カントリーエレベーターを利用することとしていた場合は、受益が重複するため、原則として、新たにライスセンターを整備することはできないこととなる。
- 3 ただし、JAが整備したカントリーエレベーターが長期間（10年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することも可能とする。

- 4 いずれの場合においても、農業法人とJAは、農業法人がカントリーエレベーターを有効利用することについて予め相談することとし、JAは農業法人がカントリーエレベーターを利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸出等）を検討することとする。
- 5 また、JAは、カントリーエレベーターの受益地内において、農業法人が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めるものとする。

(参考) 過去に整備したJAのカントリーエレベーターの受益地内において、農業法人が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーターの整備後	
	10年未満	10年以上経過
農業法人が、JAの意向調査等でカントリーエレベーターを利用することとしていた場合	整備できない	整備できる（地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要）
農業法人が、JAの意向調査等でカントリーエレベーターを利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

(問105) 整備事業の既存施設の改修はどのような場合に助成対象となるのか。

(答)

- 1 令和元年度補正予算から、既存施設を新用途へ仕向けるために内部設備の導入と一体的に行う既存施設の改修等（耐震化工事、内部設備の撤去、中古施設の取得を含む。）について助成対象としたところ。
- 2 その際、新用途へ仕向けるための内部設備の導入等と一体的に行うことに加え、
 - ① 新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
 - ② 施設の法定耐用年数（※）が10年以上であること等
 - ③ 補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分手続きを行うことが必要となる。

（※）残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断する。

- 3 なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する設備が適切に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要となる。

(問106) 果樹を対象とする場合の農業保険加入要件について、対象品目の都道府県の平均はどのように把握するのか。

(答)

- 1 都道府県の平均は、農業共済組合が以下の式で算出するため、農業共済組合へ問い合わせ

いただきたい。

(果樹収穫共済の加入面積＋農業経営収入保険加入者の果樹面積) / 農林水産省統計部公表の結果樹面積

- 2 なお、農業経営収入保険加入者の果樹面積は、同農業者が加入時に農業共済組合に提出する農業経営に関する計画に記載している品目（果樹）の面積の県内分を足し合わせ算出することとする。

(問 107) 果樹を対象とする場合の農業保険加入要件について、何をもって都道府県の平均以上となることが確実と判断すればよいか。

(答)

事業実施年度内に都道府県の平均以上の加入率を達成する旨の地域協議会等による確約書の提出をもって判断することとする。

○ 基金事業 ＜生産支援事業＞

(問 108) 農業機械等とは、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業における農業機械等とは、それ単体（農業機械のアタッチメントを含む。）で機能を有するもので、かつ効果が複数年にわたり発揮される機械・器具であり、本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円以上であることが必要である。
- 2 助成対象としない取組は、
 - ① 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組
 - ② 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - ③ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - ④ 本体価格（消費税除く。）（希望小売価格）が50万円未満の機械（農業機械のアタッチメント含む。）の導入及びリース導入に対する助成としている。
- 3 都道府県ごとの具体的な助成対象機械は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

(問 109) GPSの基地局設置は可能か。

(答)

50万円以上等の要件を満たすときは、農業用に活用する場合に導入又はリース導入することが可能。

※ 設置のための鉄塔（柱を含む）、建物は助成対象外。

(問 110) 農業機械の単純更新は不可ということによいか。

(答)

不可である。
助成対象とする取組は、産地の収益力強化に向けた農業機械の大型化や高度化を想定している。

(問 111) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入することは可能か。

(答)

- 1 可能である。この場合、貸付けを行う者は、実施要領別記3の別紙3のIの1の(5)のイに基づき、必要な手続きを行うとともに、適正な賃借料を設定するものとする。
- 2 他方、農業機械リース導入の場合は、再リースとなることから不可である。

(問 112) 果樹の改植を行う際の技術的要件いかな。

(答)

- 1 すでに改植を行う園地で導入されている又は改植を行う年度内に導入する次のような技術を想定している。
 - ① 収量向上のほか、外観向上が期待される、病気に強い台木を使用する等の「苗木の変更」
 - ② 適切な防除が可能となるほか、日当たりも良くなり、着色や糖度の向上が期待される、防除機械が進入可能な植栽間隔とする等の「栽培方法の変更」
 - ③ 土層改良や排水性改善、根張りを良くすることにより、収量向上のほか、糖度向上等が期待される、天地返しや土壌改良資材の施用等の「栽培環境の改善」
 - ④ ①から③までの技術と同等の効果が見込まれる技術
- 2 なお、1のいずれの技術であっても、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の目標達成につながる必要があるとともに、取組主体の事業計画に当該技術について記載することが必要となる。
また、これらの技術が導入される（ている）ことを示すことができるよう、写真や伝票等を用意しておく必要がある。

(問 113) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。

(答)

- 1 都道府県において、要領に定める要件（留意事項）を満たす品種の中から、改植の対象としようとする品種を選定して、都道府県事業実施方針に記載し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において、同方針に記載された品種の中から選定して記載することになる。
- 2 対象品種の要件である、競争力のある品種については、次のいずれかに当てはまる場合に該当することとなる。
 - ① 現在、当該都道府県から輸出が行われている品種（品種名を示して輸出先で販売されて

いるかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。)

- ② 当該都道府県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
 - ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね5%以上）あり、かつ、当該都道府県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上）を占める主要品種
 - ④ ①から③までの品種と同等の競争力があると見込まれる品種
- 3 なお、対象品種の選定に当たっては、目標期間（10年後）後に成果目標が達成できると見込まれる品種であるかについても十分検討することが重要である。

(問 114) パイプハウスの施工費は助成対象となるのか。

(答)

パイプハウスに対する助成は資材費のみであり、施工費は対象外である。

(問 115) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるのか。

(答)

1 例えば、

- ① 整備事業は、低コスト耐候性ハウス等の整備及び当該ハウスに必要な栽培装置の導入
- ② 基金事業（うち生産支援事業）は、
 - ア ビニールハウスへの機械・設備の導入及びリース導入（いちごの高設栽培システム、電照設備、ヒートポンプ等）
 - イ 資材費（パイプハウスのパイプや被覆資材等）等を助成対象とすることが可能である。

2 都道府県ごとの具体的な助成対象は、都道府県事業実施方針に定めることとなる。

(注) 施設園芸における「省エネ設備」の導入及びリース導入は、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象とすることも可能。

(問 116) 資材費として、パイプハウスのパイプなどを助成対象としているが、どの程度のものまで助成対象となるのか。

(答)

- 1 本事業において、物（ハウス等）を作るための材料・部材であり、そのもの単体では機能しないもので、自力施工を前提とし、かつ施工することにより効果が複数年にわたり発揮されるものである場合は、資材費として助成対象とすることが可能である。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスなどは助成対象外である（低コスト耐候性ハウスは整備事業の助成対象）。

(注) 都道府県事業実施方針に、助成対象とするパイプハウスの規格・形式等を定めることも可能である。

(問 117) 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）で行う改植について、果樹支援対策との棲み分けはどのようになっているのか。

(答)

- 1 果樹支援対策（果樹経営支援対策事業）では、消費者ニーズの変化等に対応した高品質な果実を安定的に生産・供給するために、優良品目・品種に転換するための改植を支援するものである。
（例：りんご「紅玉」→「シナノスイート」、はっさく→デコポン）
- 2 一方、産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）は、産地の体質強化に向けて、現に競争力のある品種について、老木化して生産性が落ちた樹園地の若返りを図り、生産性を回復させるために一定の要件を満たす植え替えを支援するものであり、事業目的、支援対象が異なる。
（例：りんご「ふじ」→「ふじ」、みかん「青島温州」→「青島温州」）

(問 118) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は助成対象となるか。

(答)

事業の開始（実施要領別記 3 の第 11 の交付決定又は実施要綱第 4 の 2 の（4）のアのただし書による交付決定前着工（着手）届の提出）前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(問 119) 事業申請前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

(答)

- 1 取組主体事業計画書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算見積書にて最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。
- 2 取組主体事業計画書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に、リース事業者と契約を行うことになる。

(問 120) スマート農業推進枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。

(答)

- 1 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資する ICT やロボット技術等を活用した取組を支援するため、優先枠を設けて積極的に支援することとしている。
- 2 具体的には、事業効果の発現が見込まれる
 - ① 農業機械の自動操舵システム
 - ② 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む）
 - ③ 高度環境制御システム等の取組に対する支援を想定している。

(問121) スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。

(答)

スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合は、1年間に限り、1取組主体当たり100万円を上限として成果目標の達成に寄与するソフト経費を定額助成することが可能。

具体的には、オペレーター養成費（農業用ドローンの操縦技能講習会への出席費用等）、技術コンサルタント料、旅費、役務費（データ分析にかかる費用等）、保険料等がスマート農業技術の円滑な導入・定着に必要な経費として助成対象となる。

(問122) 畑輪作確立枠はどのような取組が実施できるのか。

(答)

1 畑作営農の大規模化に伴う労働力不足が顕在化し、畑輪作体系の乱れが地域の重要課題となる中、輪作体系の確立を図るためには、地域の関係者が連携し、地域の作付体系や機械作業体系等の抜本的な改革を早急に進めていく必要がある。

2 このため、より効果的な取組の推進に向けて、これまでの畑作構造転換事業による支援に加え、産地自らが地域の営農戦略として定める産地パワーアップ計画（収益性向上対策）に基づく輪作体系の適正化に向けた取組を支援するため、新たに「畑輪作確立枠」を設けて積極的に支援することとしている。

3 具体的には、畑作地域の輪作を構成するてん菜、ばれいしょ、豆類等の省力機械化作業体系を構築するために必要となる農業機械等の導入（又はリース導入）について枠の範囲内で支援する。

なお、本枠としての採択に当たっては、畑輪作の確立につながる成果目標を別途設定することが必要。

(問123) 農業機械の導入助成の要件いかな。

(答)

農業機械の導入は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等、又は、
 - ② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる技術体系に必要な農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）
- の、公共性のある取組に限り、支援対象としている。

(問124) 農業機械の導入助成を申請する場合、経営面積や作業受託面積は、どこまで拡大させる必要があるのか。

(答)

- 1 経営面積や作業受託面積の拡大の程度については、地域の状況により異なるものと考えており、一律の基準は定めていないところである。
- 2 農業機械導入が公共性のある取組かどうかについては、都道府県が判断することになる。

(問 125) 中古機械の導入助成の要件いかん。

(答)

- 1 法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等については、都道府県が必要と認める場合に限り支援対象にしている。
- 2 都道府県においては、中古機械の故障により事業中止とならないよう、都道府県事業実施方針に承認基準を設定するなど適切な運用に努めていただきたい。

(問 126) 農業機械等の導入助成の場合に、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要があるのか。

(答)

農業機械等の導入助成の場合については、「補助事業等における精算の取扱いについて（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(問 127) 中古農業機械等の導入及びリース導入の場合も、一般競争入札又は複数の業者による見積もり合わせは必要か。

(答)

必要である。

(問 128) 農業機械等の導入及びリース導入の留意事項として、動産総合保険等の加入を共通の要件としているが、どのようなものか。

(答)

民間の保険会社、農業共済組合及びJA等が取り扱っている動産総合保険等を想定している。

(参考)	<保険等名>	<取扱者>
	動産総合保険、自動車保険	民間の保険会社
	農機具共済	農業共済組合
	自動車共済	JA共済 等

※ 都道府県は、事業実施状況報告時等において、農業共済及び動産総合保険等に加入していることの確認が必要。

(問 129) 取組主体事業計画（リース導入助成）の申請・承認後に、機械導入助成に変更することは可能か。

(答)

次の条件をクリアできる取組主体は、可能と考える。

- ① 国費相当額が計画変更前の金額を超えていないこと。
- ② 都道府県知事に、リース事業者が取組主体事業計画の取り下げの同意を得ている旨の書類を提出できること。

(問 130) 動産総合保険の保険料は、支援対象となるのか。

(答)

保険料や消費税は支援対象外である。

(問 131) 事業実施主体は、中古機械の適正性をどのように判断すべきか。

(答)

都道府県は、中古機械の適正性を確保するため、

- ① 法定耐用年数期間の残存年数（2年以上であることが必要であるが、走行距離等も踏まえ判断）
 - ② 価格の適正性（同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は農業機械等の価格等に関して専門的知見を有する者（注）の意見を聞いた上で判断）
- について、十分に検証するものとする。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

(問 132) 基金事業（生産支援事業）で、機械や資材を購入する場合の助成金の支払いは、精算払いとなるのか。

(答)

- 1 販売店からの請求額を確認（入札関係書類、発注書、納品書及び請求書）した上で、精算払いにより助成金を支払うことを基本とする。
- 2 また、概算払いを行う場合は、以下のすべてを確認するものとする。
 - ① 販売店に対する助成金の支払が、
 - a 本事業の助成金を入金する専用口座を開設（注1）
 - b aの専用口座に支払予定額のうち、助成金を除く差額分の残高があることを確認（概算払請求時の直近の口座の残高欄の写し等（注2）で確認）等により、適正かつ確実に行われると見込まれること
 - ② 「機械又は資材の納品時の検収」及び「販売店からの請求書の記載内容から支払期限の確認（注3）」が行われていること

(注1) 販売店への代金支払に支障を来たさない場合(口座から他の用途への「引き落とし」が無い場合等)は、この限りではない。

(注2) 金融機関発行の借用証書、農業経営基盤強化準備金取崩額の証明書等の写しを含む。

(注3) 取組主体の口座に入金後、速やかに販売店への支払が行われるよう「販売店への支払期限」も確認するものとする。

(問133) 基金事業について、①入札残額、②実績額が概算払額を下回った部分の差額、は基金管理団体に返納するのか。

(答)

- 1 入札残額は、基金管理団体の減額交付決定を受けることにより、都道府県内の新たな取組(原則として生産支援事業の取組に限る)に活用することが可能となる。
- 2 他方、実績額が概算払額を下回った部分の差額については、基金管理団体に返納することになる。

(問134) 農業機械の導入助成は、公共性を説明できる取組は支援対象とするということであるが、「機械の共同利用」は支援対象とすることは認められるのか。

(答)

新たに、中心的経営体(受け手)が複数農家(出し手)から機械作業等を集約した上で、農業機械を共同利用する取組は、支援対象になり得ると考える。

(問135) 農業機械のリース導入支援は、機械購入額に対する支援か、それともリース料に対する支援か。

(答)

農業機械のリース導入支援は、中心的経営体が農業機械をリースにより導入する場合に、当該機械の貸付者(リース事業者)に対して、当該機械の取得に必要な費用の一部を支援するものである。

<効果増進事業>

(問136) 計画策定経費の使途いかん。

(答)

- 1 計画策定に要する経費は、
 - ① 旅費(協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費)
 - ② 報償費(講師謝礼等)
 - ③ 需用費(消耗品費、印刷製本費)
 - ④ 使用料賃借料(会場借上料等)としている。
- 2 産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の策定を担う地域協議会等の構成員や外部専門家などに対する支援であり、農業者に対するお茶代等は助成対象外である。

(問 137) 基金事業（効果増進事業）の「技術実証」は、具体的にどのような取組に対する助成を想定しているのか。
また、取組要件は、「生産コストの 10%以上の削減」又は「販売額の 10%以上の向上」に資する取組であれば可ということでしょうか。

(答)

- 1 産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果検証や活用マニュアルづくり等を想定している。
- 2 地域における「生産コストの 10%以上の削減」又は「販売額の 10%以上の向上」に向けた実証機械のリース導入等（注）に対する支援であり、基本的には、本事業の実施期間内における本格導入（基金事業（うち生産支援事業））を想定している。

（注）技術実証の取組は、機械レンタル（2年以内）を想定している。

(問 138) 基金事業（効果増進事業）は産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に含まれないということでしょうか。

(答)

そのとおりである。
基金事業のうち効果増進事業は、都道府県事業計画書に位置付けられるものである。

<その他>

(問 139) 基金事業で施設整備を行うことは可能か。

(答)

原則、整備事業による施設整備を優先的に行った上で、国への協議・承認を得た場合に限り施設整備を行うことが可能である。

3. 生産基盤強化対策

【総論】

(問 140) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。

(答)

生産基盤強化対策は、産地において、後継者不在のハウス、樹園地、農業機械の強化と次世代への円滑な継承を図りつつ産地の生産規模を維持し、生産基盤の強化を図ることを目的として、農業用ハウス、果樹園・茶園等の再整備、改修と継承ニーズのマッチング等について支援を行うとともに、全国的な土づくりの展開に対して支援することとしたものである。

【事業の実施体制】

(問 141) 本対策における実施体制（地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割）、助成金の支払いルート、支払いにあたっての都道府県等による確認などは収益性向上対策（従来の産地パワーアップ事業）と同じか。

(答)

収益性向上対策と同じである。

【都道府県事業実施方針等】

(問 142) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することでよいか。

(答)

既に収益性向上対策について都道府県事業実施方針を作成済みであれば、それに生産基盤強化対策を追加することで差し支えない。

【産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び都道府県事業計画】

(問 143) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び取組主体計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

(答)

- 1 産地において定める目標については、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」であり、定量的に定める必要がある。
なお、達成率は、実績／目標で算出することとする。
- 2 取組目標については、目標設定の基準時からそれぞれ「向上」「増加」「低減」させる必要がある。

(問 144) 生産基盤強化対策における面積要件いかに。

(答)

- 1 品目ごとの面積要件は、原則、設けないこととしている。
- 2 ただし、別紙4「I 基金事業」のうち「2 果樹園・茶園等の再整備・改修」で果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の改植等を実施する場合にあっては、実施面積は樹園地ごとの合計面積がおおむね2アール以上、「5 生産技術の継承・普及に向けた取組」で果樹等の改植等を実施する場合にあっては、実施面積が1箇所当たりおおむね2アール以上であるものとしている。

(問 145) 対象品目に稲作等の土地利用型作物は含まれるか。

(答)

対象品目は限定しておらず、事業の性質上、生産基盤強化対策のうち、「3. 農業機械の再整備・改良」、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」及び「5. 生産技術の継承・普及の取組」については土地利用型作物も対象になる。

【目標年度】

(問 146) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の5年後となるのはどのような場合か。

(答)

新植や改植を伴う技術実証の取組の場合、目標年度は事業実施年度から5年後となる。一方、新植や改植を伴わない技術実証の取組の場合の目標年度は、通常通り、事業実施年度の翌々年度である。

【事業内容 全般・共通】

(問 147) 生産基盤強化対策の構成内容いかな。

(答)

- 1 生産基盤強化対策は、基金事業と整備事業で構成される。
- 2 基金事業については、以下の取組を支援する。
 - ① 農業用ハウスの再整備・改修（既存ハウスの補修、補強、改修等）
 - ② 果樹園・茶園等の再整備・改修（果樹等の改植等、作業道の導入・改良等）
 - ③ 農業機械の再整備・改良（農業用機械の導入・、作業性・安全性の改良）
 - ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組（再整備・改修した施設・樹体等の継承あっせん等）
 - ⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組（栽培管理等の技術実証、継承・普及のための研修）
 - ⑥ 全国的な土づくりの展開（堆肥を活用した土づくりの実証）
- 3 整備事業については、以下の取組を支援する。
 - ① 後継者不在のハウスを継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備
 - ② 栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備

(問 148) ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。

(答)

- 1 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修は、

- ① 原則として5年以内に新規就農者や担い手（認定農業者や農業法人等）に譲渡される計画があるもの
- ② 新規就農者や担い手が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものを対象としており、継承の前、継承の後のどちらも可である。

2 なお、②の「本格的な営農を開始していない」とは、例えば、継承したハウスの設備の老朽化・能力不足等、樹園地における樹体の老木化や果樹棚の老朽化などにより、計画している生産が行われていない場合等を想定している。

(問 149) 農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。

(答)

- 1 目標年度の終了時点で、ハウス、樹園地を経営している者（受け皿組織を含む）が、取組目標を達成すべき者になる。
- 2 なお、ハウス等を再整備した者が目標年度終了時点で未継承の場合は、申請時に有している計画が実行されることを前提として、取組目標達成とみなす。
- 3 ただし、事業実施から5年以内に継承することが前提となっているため、評価年度時点で未継承の場合には、継承が行われるまで毎年地域協議会等を通して、都道府県まで報告し、都道府県がフォローアップすることが求められる。

(問 150) 継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。

(答)

- 1 再整備・改修の完了から原則として5年以内に新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）に譲渡することが必要となる。
- 2 生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体、樹体支持装置、被害防止装置等（以下「樹体等」という。）を譲渡し、これらの者が譲渡を受けたハウスや樹体等を用いて営農を開始することを目的としているため、仮に継承できなかった場合は目的外使用にあたり、原則、国庫補助金の返還が必要となることに留意し、確実に継承されるよう計画を十分に検討いただき、事業の進捗管理に努めていただきたい。

(問 151) 農業用ハウスや樹体等の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。

(答)

- 1 譲渡に限定している。これは、リースについては、所有権を元の農家が持ち続けることになるため、本事業の目的（次代への継承）を達成する上で適当でないためである。なお、

新規就農者の初期投資負担の軽減のため、契約上で分割による支払い等を行うことについては差し支えない。無償譲渡も可である。

2 また、ハウスや樹体等を、

- ・後継者不在の農業者からJAや農業公社に継承（譲渡）し、再整備・改修した上で新規就農者等に貸付又は譲渡する
- ・後継者不在の農業者が再整備・改修した上でJAや農業公社に継承（譲渡）し、新規就農者等に貸付又は譲渡する

取組は可とする。

この場合、賃借料の設定については、収益性向上対策の1の（5）のイの（オ）の規程に従うものとする。

3 なお、継承前の農業用ハウスの整備に国の補助金等を活用しており、かつ、処分制限期間が終了していない場合には、譲渡の前に別途財産処分承認手続きが必要となる。

（問 152）農業用ハウスや樹園地の再整備・改修の取組における継承とは、経営の継承か。

（答）

農業用ハウスや樹体等、生産装置の継承（ハウス、樹体等の譲渡）であり、経営全体の継承ではない。

なお、農業機械の再整備・改良については、作業受託を含めた生産機能の継承である。

（問 153）ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。

（答）

土地については必ずしも譲渡する必要はないが、継承者が問題無く営農できるよう農地の利用権を設定する必要がある。

（問 154）所有している農業用ハウスや樹体等の一部を継承する場合でも対象か。

（答）

一部の農業用ハウス、樹体等を継承する場合でも対象とする。

なお、この場合に再整備・改修の対象となる農業用ハウス、樹体等は、所有しているもののうち継承する部分のみであり、継承しない部分については、助成対象とはならない。（例えば、30aのハウスを所有しており、5aは自家消費用の野菜生産等に用い、残りの25aのみを継承する場合には、継承する当該25aのみ再整備・改修の対象となる。）

（問 155）再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。

(答)

譲渡された際の契約書、登記簿（農地の権利移動を伴う場合）等によって確認いただきたい。

(問 156) 農業用ハウスや樹体等の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように確認するのか。

(答)

再整備や改修を行う農業用ハウスや樹体等が譲渡されたものであることは契約の書面等によって確認いただきたい。また、本格的な営農を開始していないことについては、継承した新規就農者や担い手の営農計画や地域協議会構成員による現地確認等から確認いただきたい。

(問 157) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。

(答)

- 1 本事業により再整備・改修した農業用ハウスや樹体等を譲渡する場合、その譲渡額は、改修前の当該ハウス・樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額から、助成額を差し引いた金額以内とする。
- 2 樹体等を譲渡する場合で、当該樹体等の残存簿価又は時価評価額の算出が困難な場合は、助成額と地域の実情を勘案し、妥当な額を設定する。

(問 158) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続きは必要か。

(答)

生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体等の譲渡を目的としていることから、本対策で再整備・改修した農業用ハウス等の譲渡自体は、補助金適正化法に基づく財産処分（補助対象財産を補助目的に反して譲渡すること）の定義に当たらないことから、財産処分手続きは必要ない。
ただし、継承後の財産処分は通常と同様の手続きが必要となる。

(問 159) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。

(答)

財産管理台帳は継承先に引き継ぐ。また、事業実施報告等も継承先が行う。

(問 160) 親のハウスや樹体等を子に継承する場合は対象となるか。

(答)

本事業は、後継者不在のハウスや樹体等の生産基盤を新規就農者や担い手に継承することを目的としているため、原則として子への継承は対象とならない。ただし、

- ① 現在、子は農業以外に就職して農業に従事しておらず、本事業によるハウスや樹園地等の再整備・改修等を機に親とは別の経営として就農する場合（他地域や農外からのUターン）、
 - ② 子は農業に従事しているが、親の経営とは別に独立した法人経営を行っていて、当該別法人に継承する場合、
- 等については、後継者不在の状態と同等と見なし、対象とする。
(①、②については、在職証明書や確約書等により確認)

(問 161) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。

(答)

- 1 ハウス等を所有する農業法人が離農し、従業員が別法人を立ち上げて継承する場合等については、後継者不在の状態と同等とて対象となる。
- 2 ハウス等を所有する農業法人が継続し、その代表が交代するのであれば継承とみなすことはできないため、対象とならない。

(問 162) 民間企業に継承する場合は対象となるか。

(答)

民間企業が、要綱で定める取組主体要件に該当し、地域で担い手として判断される者であれば対象となる。

(問 163) 営農組織に継承する場合は対象となるか。

(答)

継承先が営農組織の構成員に含まれず、地域で担い手と判断される営農組織であれば可とする。

(問 164) 水稻と野菜、水稻と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウスや樹園地の再整備・改良の補助対象（継承先）となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。

(答)

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）で設定する品目の範囲であれば、複数品目を営農している取組主体でも該当する品目については対象になり得る。この場合、事業の対象品目の面積や販売額の割合についての要件はない。

(問 165) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」(又は同様の取組)を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。

(答)

同一地域において「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」を行う際の実施主体は別でも対象となる。

(問 166) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」(又は同様の取組)を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。

(答)

- 1 既に体制が整備されて継承の取組が実施しているなど、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」の「産地における継承・強化体制」が構築されており、継承・強化の取組を既に実施している場合は、要件を満たしていると判断する。本対策を活用していなくても可。
- 2 この場合、既存の取組について、産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)に記載することとする。

(問 167) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。

(答)

農業用ハウス、樹体等、農業機械を対象としているため、ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は対象外。

(問 168) 農地の改良は対象か。(天地返し等のほ場条件の改善等)

(答)

農業用ハウスの再整備・改修においては、農地の改良は対象外。

ただし、樹園地の再整備・改修のメニューにおいて、改植に伴う土づくり(深耕・整地費、土壌改良費等)は対象としている。

(問 169) 農業用ハウスを再整備・改修するにあたり、費用対効果分析は必要か。

(答)

- 1 基金事業において、パイプハウスを再整備・改修する場合、費用対効果分析の提出は不要。ただし、再整備・改修するパイプハウスの強度や作業性、機械設備等の内容については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、取組主体や都道府県において必要性等を整理しておくことが必要。

- 2 整備事業において、低コスト耐候性ハウスに再整備する場合は費用対効果分析で1.0以上であることが必要。

(問 170) 既存ハウスや樹体支持装置・被害防止装置等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。

(答)

既存ハウスの再整備・改修を行う場合のハウス、又は、既存の樹体支持装置等の再整備・改修を行う場合の既存の装置等の解体、撤去及び移設に要する経費は、自力施工が困難な場合（下記問いに記載）に限り補助対象になる。

(問 171) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

(答)

施工や撤去にあたり専門技術が必要な場合、取組主体が高齢などの身体上の問題により自力施工が不可能な場合等のやむを得ない事情を想定している。

【事業内容 基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

(問 172) 対象となる農業用ハウスの種類いかん。

(答)

対象となる農業用ハウスは、既存のハウスであれば鉄骨、パイプハウスの別や被覆資材の別を問わない。

【鉄骨：低コスト耐候性ハウスの要件に合致しなければ鉄骨でも対象となり得ます。】

なお、都道府県実施方針に助成対象とする規格・形式等を定めることも可能。

(問 173) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。

(答)

- 1 改修する農業用ハウスの残存耐用年数について特段の要件は設けないが、改修後、長期間にわたって効用が発揮されるよう留意する。
- 2 再整備は、原則耐用年数を経過しているものに限る。
- 3 耐用年数を経過しておらず、かつ、別の補助事業で整備した農業用ハウスについて再整備・改修する場合には、整備した補助事業上の手続き（補助金返還を含めた財産の処分等の承認手続き）が必要となる。

(問 174) 農業用ハウスの再整備とは何か。

(答)

農業用ハウスの建て直しを指す。なお、パイプハウス※を建てる場合には基金事業、低コスト耐候性ハウスを建てる場合は整備事業で支援する。

※対象のパイプハウスは収益性向上対策に準じて、都道府県事業実施方針に定めることとする。

(問 175) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかな。

(答)

後継者不在のハウスを新規就農者や担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

① ハウスの再整備・改修

(ア) 既存のハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備（建て直し）に必要な資材の購入に要する経費※

(ウ) (ア) と (イ) の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

(エ) (ア) と (イ) の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

② 養液栽培装置、複合環境制御装置等の内部設備の導入及びリース導入

※低コスト耐候性ハウスへの再整備（建て直し）については整備事業で対応

(問 176) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か

(答)

1 ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスと概ね同等のハウス面積の確保に必要なものに限ることとしている。

例えば、10a×2棟あるものを20a×1棟とすることは可。

2 再整備・改修するハウスの強度や作業性については、事業実施地区の気候や品目を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(問 177) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。

(答)

1 ハウスの内部設備については、再整備・改修後に作付けする品目等を勘案し、円滑に継承

する上で必要なものを整備できることとしている。

- 2 トマトのハウスをイチゴの高設栽培のハウスに改修する場合は、例えば、養液栽培装置、立体栽培装置等の機械設備を導入又はリース導入することが可能。

(問 178) 水稲の育苗用ハウスは対象になるか。

(答)

対象は園芸作物のような通年利用する農業用ハウスに限っており、水稲の育苗用に用いるような栽培の一部期間のみ利用するハウスは対象外。

(問 179) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、継承する既存の農業用ハウス、又は、既に継承され、これから本格的な営農を開始する農業用ハウスに限る。これら以外の、継承しない農業用ハウスや継承の受け手側が元々所有している施設は対象外。

【事業内容 基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

(問 180) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

(問 181) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。

(答)

果樹や茶の改植、茶の有機栽培への転換など、実施要領別記3の別紙4の別表4-1に掲げる取組を指す。

(問 182) 樹体支持装置や被害防止装置等とはどのようなものを指すのか。

(答)

樹体支持装置は果樹棚や支柱、被害防止装置等は防風ネット、モノレールのレール等を指す。

なお、モノレール本体（動力車及び荷物台車）については「農業機械の再整備・改良の取組」により対応する。

(問 183) 果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額（実施要領別記3の別紙4別表4-1）の「1 果樹」について、補助対象経費欄にある資材費とは何を指すのか。

(答)

かん水設備や果樹棚に必要な資材や支柱、番線、アンカー等の購入費を指す。

(問 184) 樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかな。

(答)

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

- ① 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費
- ② 果樹等の改植等に要する経費
- ③ 既存の樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修に必要な資材の購入に要する経費
- ④ ③の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）
- ⑤ ③の取組を行う場合の既存の装置の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

(問 185) 樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大することは可能か。また、樹体支持装置や被害防止装置等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。

(答)

- 1 再整備・改修する樹園地内において樹体支持装置等を再整備・改修する際にその規模を拡大することは可能である。
- 2 再整備・改修する樹体支持装置や被害防止装置等の機能性については、事業実施地区の気候や品目等を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(問 186) 樹体等を継承する樹園地と併せて、継承の受け手側がもともと所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、樹体等を継承する既存の樹園地、又は、継承後に本格的な営農を開始していない樹園地に限る。これら以外の、樹体等を継承しない樹園地や、継承の受け手側が元々所有している樹園地は対象外。

【事業内容 基金事業③農業機械の再整備・改良】

(問 187) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。

(答)

園芸作物を始め、土地利用型作物や工芸作物なども対象としている。

(問 188) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。

(答)

- 1 導入可能な機械の種類は同様であるが、導入目的が異なる。
- 2 具体的には、
 - ① 収益性向上対策は、産地として、作付面積の拡大や販売額の増加などの産地における収益力の向上に必要な農業機械の導入等を支援するものである。
 - ② 生産基盤強化対策は、次世代への円滑な継承を図りつつ生産基盤の維持に必要な農業機械の導入等を支援するものである。

(問 189) 機械の単純更新（買い換え）は可能か。

(答)

一般的に、継承者の所有する既存機械の単純な買い換えは、後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となる機械に当たるとは考えにくいことから、補助対象外としている。

(問 190) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。

(答)

作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となるアタッチメントなどの資材費や、農業機械の作業性、安全性を改良するための機械メーカーへの役務費を想定している。

なお、故障などの修繕費は対象としていない。

【事業内容 基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

(問 191) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

- ①産地における継承・強化体制の構築
推進会議の開催、農業用ハウスや樹園地等の再整備・改修の検討等に係る経費
- ②生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング
農業機械等の生産装置に係る継承ニーズの調査・分析、空きハウス、園地リストの整備、

新規就農者や担い手への広報用資料作成、セミナー開催、継承のあっせん手続

③生産装置の維持管理

再整備・改良したハウスや樹園地等を農協等の受け皿組織が継承後、新規就農者や担い手に貸付を行うまでの間、良好な状態で維持管理するための経費

(問 192) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は。県域全体での取組は可能か。

(答)

地域協議会等の範囲に限らず、県域での取組も可能。

(問 193) 事業費の上限はあるのか。

(答)

事業費の上限は定めていない。

(問 194) 実施要領別記3の別紙4のIの4の(3)助成対象経費の「ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹体等から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

(答)

収穫物を販売する場合、「実施要領別記3の別紙4のIの4のウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」に係る経費は補助対象外となる。

【事業内容 基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

(問 195) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

①栽培管理、労務管理等の技術実証※

会議の開催、実証技術の調査・分析、実証に直接必要な分析機器、農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借り上げ、果樹等の改植等

②技術継承・普及のための研修等による人材育成

座学による研修や、ほ場における実地研修、農業用ハウスの自力施工等の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施と研修効果の測定

取組主体の構成員が参加する外部の研修会等の受講費

③農業機械の安全取扱技術の向上支援

大型特殊免許やけん引免許取得のための研修会開催等

※栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備については、整備事業で実施。

(問 196) 研修施設の整備は対象か。

(答)

研修施設の整備については対象外。

(なお、栽培管理・労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備は可。その際は整備事業で実施。)

(問 197) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

(答)

研修対象者の年齢制限は設けていないが、本対策の趣旨に鑑み、新規就農者や担い手の育成を目的とした研修とすることが必要。

【事業内容 基金事業⑥全国的な土づくりの展開】

(問 198) 本事業の目的いかん。

(答)

農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量減少による地力の低下が懸念されるところ。

全国的な土づくりの展開に資する堆肥の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥の実証的な活用を支援することとしたところ。

(問 199) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。

(答)

1 実証に用いる堆肥は、原則、牛由来の排泄物を原料とする堆肥及び牛、豚若しくは馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥とする。

2 ただし、鶏ふん堆肥は、地力増進基本指針上、地力の維持・増進の観点から効果が小さいことから対象外とし、牛由来の排泄物を原料とする堆肥の入手が困難な地域などでは、豚若しくは馬由来の排泄物を原料とする堆肥を対象とすることが可能。

なお、堆肥は、肥料取締法（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号）第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであって、十分に腐熟された堆肥とする必要がある。

(問 200) 「実証的な活用」による土づくりとは何か。どのような取組が支援対象となるのか。

(答)

堆肥の施用による土づくり効果を確認するため、堆肥の調達から施用に至る一連の取組と実証の前後の土壌分析等を支援することとしている。

また、ペレット堆肥については、これまでの堆肥と異なる施用方法や、施用効果が想定されることから、これらの取組に加え、作物への影響等を把握するための坪刈等の栽培実証の取組にかかる経費を支援することとしている。

(問 201) 既に実施されている堆肥の施用は対象としないものとするが、どのようなほ場が対象になるのか。

(答)

堆肥の施用による土づくりの効果を確認することを目的としているため、継続的な堆肥の施用は対象にしておらず、原則、堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場を対象としている。

ただし、これまでに堆肥の施用を行っていても、土壌分析の結果等から地力の低下による作物の収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥の追加的な施用が有効と認められる場合には対象にすることができるものとする。

なお、耕種農家に対する取組であることから、畜産農家が自らの牧草地等に堆肥を施用する取組については対象とはしていない。

(問 202) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。

(答)

取組主体については、実施要綱の別表 2 の 1 の 2 の生産基盤強化対策において規定されているとおり。なお、本事業においては、耕種作物に係る耕種農家による堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援するものであることから、畜産農家等が単独で取組主体となることはできないが、取組主体が市町村や農業者の組織する団体となる場合において、取組主体の構成員として事業に関わることは可能。

(問 203) 定額（ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に 10 アール当たり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10 アール当たり 35 千円）を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。）とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。

(答)

取組主体への交付額は、補助事業に要した事業費又は県が定めた単価に実証面積を乗じた額のいずれか低い方となる。

(問 204) 堆肥等を実証的に活用する面積とあるが、水田の場合には、水張り面積か。

(答)

本事業において、国が都道府県への交付額の上限を算定する際に用いる面積は、畦畔等を除く、堆肥を実証的に活用する実面積とする。

(問 205) ペレット堆肥については、原料となる堆肥の購入費に限るとされているが、どのように確認すればよいか。

(答)

購入先等へ堆肥の換算率等を聞き取った上で原料となる堆肥の購入費を確認することとする。

(問 206) 散布費として散布機械のレンタルが可能となっているが、リース導入は可能か。

(答)

本事業は、堆肥等の実証的な活用に対する支援であるため、リース導入は不可。

(問 207) 新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としないとされているが、本事業にあわせて新たに生産された堆肥でなければならないということか、また、既に耕種農家に供給されている堆肥は対象にはならないということか。

(答)

本事業にあわせて新たに生産された堆肥であるか否かは問わないが、これまでに堆肥の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等に堆肥の実証的な活用を支援するものであることから、既に耕種農家に継続的に供給されている堆肥の施用に係る取組については対象にしていない。

(問 208) 堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定するものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。

(答)

指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物によって異なることから、現地の実態に応じて設定する必要がある。各都道府県で設定されている土壌診断基準値等に加え、農作物の収量・品質について地域の標準との比較等によって判断することとなる。

(問 209) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、

- ① どのような項目により確認すれば良いか。
- ② 実証前の分析は取組主体計画を策定する前に実施できるのか。
- ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
- ④ 堆肥を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合はどのようにすれば良いか。
- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。

(答)

- ① 指標となる項目は、地目、土壌の種類・状態、作物によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定頂くこととなる。
- ② 取組主体計画を策定する前の実証前の分析については、補助対象にはならない。
- ③ 堆肥の施用による土づくり効果の確認だけでなくほ場の選定のためにも、堆肥の施用前に実証前の分析を行っていただく必要がある。このため、実証前の土壌分析の結果、当該ほ場における堆肥の施用取組を実施しない場合であっても、実証前の分析の経費を補助対象とすることは差し支えない。

- ④ 実証後の土壌分析が、堆肥を施用した年度の次年度になる場合は、複数年度に係る事業として計画を策定することとなる。
- ⑤ 堆肥の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、ほ場が小規模な場合には、複数のほ場をまとめて確認することは可能とするが、少なくとも30aに1カ所は、土壌分析を実施すること。
- ⑥ 堆肥の施用による土づくり効果の確認の観点からは、堆肥を施用後、農作物の栽培を行った後、次に土づくりのために堆肥を施用する直前に実施することが適当。このため、年に複数回、作付けする場合であっても、堆肥の施用が年に1回の場合は、翌年度の堆肥を施用する直前となる。ただし、春先に堆肥を施用する場合であって、秋以降、作付されず土壌の状態も大きく変化しないといったことが想定される場合には、秋の時点での分析でも可とする。

(問 210) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha 当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。

(答)

実証の規模は問わないが、適宜、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証すること。

(問 211) 産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。また、実績は何をもって評価すれば良いのか。

(答)

成果目標に記載する項目は、堆肥の施用による土づくりを実施していないことに由来する地力の低下の状況を代表するものとなる。現状値については、計画段階においては、対象とする作物毎に指標となる項目について、取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値を、評価の段階では、実際に取組において分析した結果の平均値を用いることとする。また、目標値については、都道府県の土壌診断基準値等を用いることとする。なお実績の評価にあたっては、計画全期間を通じて改善目標に達した地区又は面積の割合により行う。

(問 212) 取組主体計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。また、実績は何をもって評価すれば良いのか。

(答)

成果目標に記載する項目は、地目、土壌の種類・状態、作物によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定頂くこととなる。現状値については、計画段階においては、対象とする作物毎に指標となる項目について、取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値を、評価の段階では、実際に取組において分析した結果の平均値を用いることとする。また、目標値については、都道府県の土壌診断基準値等を用いることとする。なお実績の評価にあたっては、改善目標に達したほ場の力所数又は面積の割合により行う。

(問 213) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

(答)

成果目標に達しなかった場合には、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行って頂き、その結果を改善状況として報告することとなる。

このため、成果目標に達しなかった取組主体では、必要に応じて堆肥の施用による土づくりを行うこととなるが、成果目標に達した取組主体についても、土壌中の有機物は分解等によって減耗することから、堆肥の施用による土づくりは継続して取り組むことが望ましい。

4. 事務手続き

【事務手続】

(問 214) 事業の活用を希望する場合、どこに相談すればいいのか。

(答)

- 1 都道府県に相談いただきたい。
- 2 また、実際に事業を活用する場合は、産地パワーアップ計画に位置付けられる必要があるため、その策定主体である地域協議会等に相談いただきたい。

(問 215) 取組主体への助成金の支払いは精算払いか。

(答)

原則、精算払いである。
ただし、都道府県知事が、事業の執行上、特に必要と判断する場合は概算払いを可能としている。

(問 216) 交付対象事業の公表は、取組主体、地域協議会等及び都道府県ごとにホームページ等を通じて行うということによいか。

(答)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）に準じ、都道府県のホームページへの掲載等により行うこととする。

(問 217) 消費税は助成対象となるのか。

(答)

- 消費税は、
- ① 消費税の課税事業者
 - ② 農業者の組織する団体のうち、任意組織の構成員である農業者が課税事業者は、助成対象外となる。

(注) 原則、事業計画書等の事業費には、基金事業（うち生産支援事業）の「農業機械等の導入及びリース導入」を除き、消費税を含めるものとする。

(問 218) 他の国の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を活用する際の留意点いかん。

(答)

- 1 他国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。
- 2 そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(例) 他の補助事業で支援を受けて、農業機械等の導入及びリース導入した機械に対する助成等。

(問 219) 想定している補助金返還の例はどのようなものか。

(答)

事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考えである。

(例)

- ① 施設整備等に当たって、一般競争入札等を行わず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ② 取組主体が施設等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ③ 取組主体が機械や資材等事業で取得したもの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ④ 取組主体が取組主体事業計画と反する行為を意図的に行う等、事業計画の実施体制が実質的に破綻してしまった。

(問 220) 実施要領別記3の第10の5の(4)の、都道府県知事が都道府県事業計画の取組内容等を変更することができる範囲はどこまでを指すのか。

(答)

- 1 実施要領別記3の第10の5の(4)のイの地方農政局長等の変更承認が必要となる事業内容の変更は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画の新設、変更又は廃止の場合とする。
- 2 また、同要領別記3の第10の5の(4)のウの取組主体事業計画の変更は、
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 取組主体の変更(整備事業に限る)
 - ③ 取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減(整備事業に限る)とする。
- 3 他方、地方農政局長等の変更承認を必要としない取組内容の変更は、1及び2以外の変更であり、実質的な取組内容に変更がないものとする。

(問 221) 本事業における交付決定とは何か。

(答)

- 1 都道府県知事は、都道府県事業計画を地方農政局長等に提出し承認を受ける。
- 2 基金事業にあつては、都道府県知事は、基金管理団体に対して都道府県助成金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることになる。
なお、基金管理団体が行う交付決定は、予算の範囲内で毎年度行うこととなる。
- 3 国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、都道府県知事は地方農政局長等に補助金交付申請書を提出し、交付決定の通知を受けることとなる。
なお、地方農政局長等が行う交付決定は、予算の範囲内で行うこととなる。

(問 222) 例えば、2年度に計画承認された産地パワーアップ計画（複数年計画）（2年度：1億円、3年度：1億円）があるとした場合、交付決定はまとめて行うのか。それとも、毎年度行うのか。

(答)

- 1 原則、毎年度の予算の範囲内で都道府県事業計画（複数年分の産地パワーアップ計画を含む。）を承認することになる。
- 2 また、実施要領別記3の第11の交付決定は予算の範囲内で毎年度（2年度：1億円、3年度：1億円）行うこととなる。
- 3 なお、国の間接補助事業により行う整備事業にあつては、地方農政局長等が予算の範囲内で交付決定を行うこととなる。

(問 223) 例えば、2年度に計画承認した産地パワーアップ計画（事業実施年度：2年度）に、3年度に新たに取組主体事業計画を追加する場合は、追加する部分のみ承認を受けることになるのか。

(答)

- 1 地方農政局長等は、2年度に計画承認した都道府県事業計画に追加分を加えた都道府県事業計画を3年度に再承認する。
- 2 再承認した都道府県事業計画について、追加された取組主体事業計画分の額を、3年度新たに交付決定を受けることとなる。

(問 224) 産地パワーアップ計画の実施期間3年のうち、初年度に取組がなく、2年目以降の取組が位置付けられている場合について、承認することは可能か。

(答)

- 1 基金事業に限り、計画承認年度に事業実施がない場合においても、計画を承認することは可能である。
- 2 交付決定は、実施要領別記3の第11の予算の範囲内で事業実施年度に行うこととなる。

(問 225) 都道府県の段階では基金ではないことから、繰越手続が必要となるのか。

(答)

都道府県の事務手続については、都道府県のルールに従い行われることになる。

(注) 県予算の繰越手続は必要と思われる。

(問 226) 都道府県及び地域協議会等の事務費は助成対象となるのか。

(答)

助成対象外である。

(問 227) 整備事業で整備する施設、基金事業（うち生産支援事業）のうち、農業機械等の導入及びリース導入する農業機械等に、対策名を表示する必要はあるのか。

(答)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）に準じて、対策名等を表示いただきたい。

(問 228) 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した財産を担保に供する場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業で取得した施設等について、その処分制限期間内に、担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」の定めるところにより、都道府県知事の承認が必要である。また、都道府県知事が承認するときは、あらかじめ基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 2 なお、取組主体が産地生産基盤パワーアップ事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、基金管理団体の審査の結果、交付決定時に併せて承認することも可能としている。
- 3 上記1及び2と同様に、国の間接補助事業により行う整備事業についても、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(問 229) 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、本事業の競争入札には参加出来ないということによいか。

(答)

- 1 農林水産省の機関から契約に係る指名停止を受けている者は、指名停止の措置等（注）を受けている期間は、本事業の競争入札には参加できない。
- 2 整備事業における工事や、基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース事業の物件の契約・生産資材の導入等を行おうとする場合には、入札に参加しようとする者（見積り合わせの場合は、見積書を提出しようとする者）に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、指名停止の措置等を受けていないことを必ず確認いただきたい。

(注) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

(問 230) 令和元年度補正予算を活用して、令和 2 年度に基金事業を実施する場合、令和元年度予算に係る交付決定に追加すればいいのか。

(答)

交付申請は年度予算ごとに作成する必要はない。

(問 231) 基金事業（うち生産支援事業）の農業機械等の導入に係る地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 本事業については、施設整備のほか農業機械等の導入も支援対象としており、地域によっては、補助事業者の負担が過大となり、本事業の円滑な執行に影響を与える可能性もあるところである。
- 2 このため、取組主体は、基金事業（うち生産支援事業）で導入する農業機械等の財産管理台帳（写し）を間接補助事業者のほか、地域協議会等にも提出することとし、提出を受けた地域協議会等は、財産管理台帳（写）に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認することとしている。

(注) 農業機械等の財産処分の承認は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、間接補助事業者が行うこととなる。

(問 232) 事業の実効性を確保するため、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を新設しているが、いつまでに体制を構築する必要があるのか。

(答)

- 1 本事業の実効性を確保するため、地域農業再生協議会等に対して、
 - ① 原則、都道府県農業法人協会の会員たる農業法人等を構成員に位置付けるとともに、
 - ② 地域農業再生協議会等の構成員の選定に当たり、地域の担い手の意見が反映されるよう配慮する等の規定を設けている。
- 2 地域における合意形成や手続きに時間を要することは理解するところであり、次回の地域農業再生協議会の総会（年度当初を想定）までには、新体制を構築していただきたい。

(問 233) 産地生産基盤パワーアップ事業において産地パワーアップ計画書、取組主体事業計画書及び都道府県事業計画書の様式が新しくなったが、いつから新様式を使用する必要があるのか。

(答)

- 1 実施要領制定後、新たに承認する産地パワーアップ計画については、新様式を用いて申請することが必要。
- 2 また、既存計画についても、今後の事業実施状況報告から、新様式を用いることとする。

(別紙1)

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の考え方

成果目標	比較方法等	面積
生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	コスト削減効果の比較は、農業者の全生産コスト（注1）で比較。 ただし、集出荷・加工施設（共同利用施設）のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。	一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲
販売額又は所得額の10%以上の増加	単位面積当たりの販売額又は所得額、若しくは総販売額又は総所得額（注2）の増加率で比較。 【イメージ】 ※単位面積当たり販売額の場合 取組前 10万円/10a（水稻10ha）＋園芸作物（10ha） ⇒ 取組後 15万円/10a（園芸作物20ha） 15万円/10a（園芸作物A品種10ha） ⇒ 20万円/10a（園芸作物B品種10ha）	【イメージ】 〇〇市〇〇地区（100ha）において、〇〇品目を作付する実面積（50ha）
契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	取組主体（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）。 【イメージ】 取組前 複数年契約率25%（小売用（卸売業者、地域スーパー）） ⇒ 取組後 は種前契約率50%（業務用（地域外食店、病院・福祉施設）） ⇒ は種前契約率75%	（注）産地としての説明が可能な場合は、複数のまとまりの合計を産地とすることも可能。
需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%（注3）	大手民間事業者の経営方針等の転換により、当該大手民間事業者と特定産地の販売契約率が100%から0%となり、かつ、他の実需者との新たな販売契約も見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する場合。	
輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加	輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較。	
総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上	新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、又は輸出向けの年間出荷量の増加率で比較。	
労働生産性の10%以上の向上	販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。 労働時間は、①直接労働時間（注4）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。 また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能。	

（注1）農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較。

（注2）都道府県が、①地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大等）や、②全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費用⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加につながると判断する場合に限る。

（注3）本事業の「果樹の改植」は「同一品種の改植」であることから、この成果目標を選択することはできない。また、都道府県事業実施方針に同成果目標を位置付ける場合は、品目・品種を明記するものとする。

（注4）直接労働時間は、経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。

（注5）事業効果の早期発現を目指し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記成果目標のうち「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

(別紙2)

産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策による施設及び機械の導入等の考え方

区 分		施設			機械		
		建屋	内部設備等		費用対効果 分析	(ほ場で稼働 するもの)	費用対効果 分析
			内部設備	設置費用			
整備事業(注1)		○	○	○	○	×	×
基金事業 (うち生産支援事業)	導入	×	△ (注2) (注3)	×	○	○ (注2)	○
	リース導入	×	△ (注3)	×	×	○	×

(注1) 基金事業(うち整備事業)を行う場合は、国への協議・承認が必要。

(注2) 機械等の導入助成の対象は、中心的経営体(受け手)が複数農家(出し手)から機械作業等を集約する取組であって、

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な機械等(内部設備の機能強化は不可。)

② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる機械等(当該地域において導入事例の無い機械等に限る。)の、公共性を説明できる取組に限るものとする。

(注3) 整備事業の対象となり得る内部設備の導入及びリース導入は、原則として、基金事業(うち生産支援事業)の対象外。

(別紙3)

収益性向上対策及び生産基盤強化対策における価格補正の考え方

【主な考え方】

- ・ 成果目標で「販売額増加」「所得額増加」を設定する場合の評価については、市場の需給といった外的要因等を排除する観点から価格を補正し、その効果を検証する。
- ・ 実績数量については補正の対象としない。
- ・ 予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わない。

○販売額増加の場合

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の販売額－現状の販売額）÷（目標の販売額－現状の販売額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100と仮定する。）

目標年度の販売単価のパターン	事業地区					地域(県又は国を含む)		補正係数 ⑥＝④/⑤	補正後の販売額 ⑦＝③×⑥×数量	目標達成度 (%) ((⑦-①)/(②-①))
	現状 (事業実施前年度)		目標	実績 (目標年度の実績)		事業実施前年度 の販売単価 ④	目標年度 の販売単価 ⑤			
	販売額 ③	販売単価	販売額 ④	販売額	販売単価 ③					
事業地区アップ、地域アップ	9,000	90	9,900	14,000	140	105	149	0.705	9,866	96.2
	5,700	57	6,270	6,700	67	81	96	0.844	5,653	-8.2
事業地区アップ、地域ダウン	35,300	353	38,830	44,100	441	389	364	1.069	47,129	335.1
事業地区ダウン、地域アップ	11,800	118	12,980	9,100	91	153	174	0.879	8,002	-321.9
事業地区ダウン、地域ダウン	41,500	415	45,650	40,000	400	321	300	1.070	42,800	31.3
	46,400	464	51,040	41,900	419	403	375	1.075	45,029	-29.6

○所得額増加の場合

補正後の所得額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量－生産コスト

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

目標達成度＝（補正後の所得額－現状の所得額）÷（目標の所得額－現状の所得額）

価格補正による目標達成度の計算例（成果目標は10%増加、数量は100、生産コストは収入の40%と仮定する。）

目標年度の販売単価の パターン	事業地区						地域(県又は国を含む)		補正係数	補正後の所得額	目標達成度 (%)
	現状 (事業実施前年度)		目標	実績 (目標年度の実績)			事業実施前年度 の販売単価	目標年度の 販売単価			
	所得額 ②	販売 単価		所得額 ②	所得額	販売 単価 ③					
								⑦＝⑤/⑥	⑧＝③×⑦×数量-④	(⑧-①)/(②-①)	
事業地区アップ、 地域アップ	3,600	90	3,960	8,400	140	5,600	105	149	0.705	4,266	184.9
	2,280	57	2,508	4,020	67	2,680	81	96	0.844	2,973	304.0
事業地区アップ、 地域ダウン	14,120	353	15,532	26,460	441	17,640	389	364	1.069	29,489	1088.4
事業地区ダウン、 地域アップ	4,720	118	5,192	5,460	91	3,640	153	174	0.879	4,362	-75.9
事業地区ダウン、 地域ダウン	16,600	415	18,260	24,000	400	16,000	321	300	1.070	26,800	614.5
	18,560	464	20,416	25,140	419	16,760	403	375	1.075	28,269	523.1

(注)産地で全国シェアが大きい品目等であって、

- ① 当該産地・品目の全国シェア（通年又は産地品目の出回り期間）が相当程度高いこと
- ② 当該産地・品目の販売単価上昇が、事業及び産地の取組の効果であること
- ③ 全国的な販売単価上昇が当該産地の販売単価上昇に起因することが明らかであること
- ④ 当該産地・品目の単収が平年単収と大きく変わらず、豊凶による販売単価の上昇でないこと等、外的要因等による価格変動の影響度がわずかであることが対外的に説明できる場合には、必ずしも価格補正を行わなくてもよい。

(別紙4)

収益性向上対策の成果目標「労働生産性の向上」における労働時間の考え方

【労働時間の考え方】

- ・ 削減の対象となる労働時間は、
 - ① 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のために投下される労働時間）の全て
 - ② 特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとすることができる。

例①－1 直接労働時間の全てを対象とするケース（削減対象の労働時間：1,010時間（玉ねぎ生産農家1戸当たりの例））

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－1 他品目との作業競合を解消するため、ほ場における作業時間を合理化の対象とするケース
（削減対象の労働時間：591時間） $>1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------

例②－2 収穫期以降の作業集中を解消するため、集出荷関連作業を合理化の対象とするケース
（削減対象の労働時間：537時間） $>1,010$ 時間/2

育苗 81時間	耕うん・基肥 42時間	は種・定植 182時間	追肥 28時間	除草・防除 98時間	管理 42時間	収穫 199時間	調製・加工 135時間	出荷・販売 203時間
------------	----------------	----------------	------------	---------------	------------	-------------	----------------	----------------